

平成22年第1回羅臼町議会定例会（第1号）

平成22年3月8日（月曜日）午前10時開議

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長行政報告
- 日程第 5 議案第24号 根室支庁管内町村公平委員会委員の選任につき同意を求め
る
- 日程第 6 議案第25号 「羅臼町非核平和の町」宣言について
- 日程第 7 議案第 1号 平成21年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 日程第 8 議案第 2号 平成21年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正
予算
- 日程第 9 議案第 3号 平成21年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第 4号 平成21年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会
計補正予算
- 日程第11 町長、教育長行政執行方針
- 日程第12 議案第 5号 平成22年度目梨郡羅臼町一般会計予算
- 日程第13 議案第 6号 平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第14 議案第 7号 平成22年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計予算
- 日程第15 議案第 8号 平成22年度目梨郡羅臼町老人保健事業特別会計予算
- 日程第16 議案第 9号 平成22年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計予
算
- 日程第17 議案第10号 平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会
計予算
- 日程第18 議案第11号 平成22年度目梨郡羅臼町水道事業会計予算
- 日程第19 議案第12号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につい
て
- 日程第20 議案第13号 職員の給与に特例に関する条例の一部を改正する条例制定
について
- （日程第12、議案第5号～日程第20、議案第13号
9件一括）

○出席議員（10名）

議長	10番	村山修一君	副議長	9番	松原臣君
	1番	湊屋稔君		2番	田中良君
	3番	高島譲二君		4番	小野哲也君
	5番	坂本志郎君		6番	鹿又政義君
	7番	佐藤晶君		8番	山下崧君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町長	脇紀美夫君	副町長	鈴木日出男君
教育長	池田栄寿君	監査委員	中村一也君
教育委員長	石川勝君	教育部長	嶋勝彦君
総務企画財政課長	寺澤哲也君	総務企画財政課参事	鈴木英樹君
税務課長	野理幸文君	町民生活課長	対馬憲仁君
保健福祉課長	太田洋二君	保健担当課長補佐	川端達也君
福祉担当課長補佐	堺昇司君	水産商工観光課長	高橋力也君
建設水道課長	渡辺憲爾君	建設水道課長補佐	石岡章君
社会教育課長	中田靖君	郷土資料室長	涌坂周一君
診療所事務長	工藤勝利君	事務課長	斉藤健治君
会計管理者	五十嵐勝彦君		

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長	久保田誠君	次長	松田伸哉君
--------	-------	----	-------

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（村山修一君） おはようございます。ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、平成22年第1回羅臼町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

議事日程、予定表及び本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（村山修一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、1番湊屋稔君及び2番田中良君を指名します。

◎日程第 2 会期の決定

○議長（村山修一君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日3月8日から3月11日までの4日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日3月8日から3月11日までの4日間と決定いたしました。

◎日程第 3 諸般の報告

○議長（村山修一君） 日程第3 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。資料は、議長の手元に保管しています。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第 4 町長行政報告

○議長（村山修一君） 日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） おはようございます。

本日、平成22年第1回羅臼町議会定例会を開催いたしましたところ、議員皆様には、何かと御多用のところ、万障繰り合わせ御出席をいただき、提出議案の審議をいただきますことにつきまして、御礼を申し上げる次第でございます。

お許しをいただきましたので、ここで行政報告7件をさせていただきます。

1件目は、漁船の銃撃事件についてであります。

このたびの安全操業における漁船の船長二人の北海道海面漁業調整規則違反で略式起訴されたことにつきましては、まことに残念であり、関係機関をはじめ、多くの皆様に多大な御迷惑と御心配をおかけしていることにつきまして、大変申しわけなく存じております。

また、2人の船長を含め、他の安全操業の船長に対し、現在、北海道において詳細調査中ということですので、その推移を見守ってまいりたいと思います。いずれタイミングを見定め、関係要路に対して、安全操業の継続を要請してまいりたいと考えております。

一方、いかなる理由があつたにしろ、何ら防御手段のない漁船及び漁船員に対し、銃撃するという行為は、まことに遺憾であります。

いずれにしろ、国が固有の領土と主張しているものの、ロシアに実行支配されている状況の中で、安全操業協定の特別な枠組みで、多額の財政支出をしながら漁業活動をしなければならないという現実があります。このことは、結局北方領土問題が半世紀以上にわたって解決されていないことに起因するものでありますので、国としてのより強力な外交を切望するとともに、我々もまた北方領土問題の解決に、より一層力を尽くしていかなければならないと思っております。

2件目は、国保診療所改築についてであります。

国保診療所の改築につきましては、現在19床の診療所の基本設計の発注をしており、その内容について、診療所長をはじめ所内での検討、また、庁舎内の診療所建設検討委員会で検討させているところであります。

先般、位置図、ゾーニングイメージ図、さらには平面図をもって、議会の診療所建設特別委員会に、現在の進捗状況等について説明し、意見をいただいたところであります。

今後、町民皆様にも広報等を通じて概要をお示ししながら御意見をいただき、実施設計発注に生かしていきたいと考えております。

なお、実施設計は、平成22年8月末を工期として進めてまいりたいと思っております。

なお、本体工事の着工につきましては、諸条件が整い次第、補正予算をお願いしまし

て、外来診療を継続しながら、10月以降、現在地に現診療所の一部を取り壊しながら改築を考えており、平成23年度中の完成を目指し、諸準備を進めているところでございます。

3件目は、診療所内科医師招聘についてであります。

今日まで、当面医師2名体制実現のため努力を続けておりますが、全国的な医師不足の現状は、いまだに解決されず、非常に厳しい状況にあります。こうした状況の中で、以前町立国保病院に勤務しておりました、これまでも不定期で診療支援をお願いしていただき、新得町在住の杉目正尚先生に対して定期的な診療体制、できれば常勤医として勤務いただけないか要請を続けておりましたところ、当面本年4月から毎月1週間勤務していただけることになりました。

杉目先生は、現在みずから診療所を経営しておりますことから、今年度1年間は、毎月1週間の勤務ということですが、状況が許せば、来年度以降常勤医として勤務していただくことも含めて、今後も粘り強く要請を続けてまいりたいと考えております。

本年4月以降も、北広島病院、北大第一外科から派遣をいただけることが決定しております。杉目先生の支援も含めると、本田所長の一人体制の緩和が少しでも図られるものと期待をしているところであります。

まだまだ町民の皆様には、御不便、御不安をおかけいたしますが、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

4件目は、南米チリ大地震津波警報の対応についてであります。

去る2月27日15時34分ごろ、南米チリ中部沿岸で、マグニチュード8.8の地震が発生いたしました。この大地震発生に伴い、日本の広い範囲の沿岸地域に、2月28日午前9時33分に大津波警報、津波警報及び津波注意報が発令になりました。

北海道も、同時刻に太平洋沿岸東部、中部に津波警報が発令され、これを受け、当町も同時刻、防災無線により、全住民への避難勧告を発動致しました。その後、即座に津波対策本部を設置し、防災無線により、計21回にわたり避難勧告及び注意勧告の全戸放送並びに野外放送を行いました。

また、並行して、警察、海上保安所、消防、漁業協同組合等の関係機関との連携のもと、町への変動確認、避難住民の状況把握及び確認等を行い、適時職員による町内巡回をして、住民の安全確認などの対応を行ったところであります。

なお、津波警報は、3月1日午前1時7分に津波注意報に変更になり、同日午前8時40分に解除されたところであります。

野外の避難状況の把握は不可能でありましたが、各施設に避難した住民の人数は、最大で107名でありました。当町は、幸い大きな津波の襲来、人命等にかかわる被害もなく、安堵しているところでございます。今後は、これを契機に、さらに防災意識の高揚を図り、防災対策の組織体制の強化に努めてまいります。

5件目は、植別小中学校及び飛仁帯小学校の閉校についてであります。

植別小中学校及び飛仁帯小学校につきましては、子供たちの未来を見据えたPTAの皆さんをはじめ、地域の皆様の深い御理解をいただき、植別小中学校は2月6日に、飛仁帯小学校は2月28日にそれぞれ閉校式を行い、予定されておりました閉校記念事業をすべて終えまして、校旗の返納をいただきました。

本年4月1日より、子どもたちは交流学習を行っておりました受け入れ校で学習をすることになりますが、一日も早くなれ親しんでいただくよう念願をいたしますとともに、保護者の皆様には統合先の学校に従前と同様の御支援、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

6件目は、羅臼町シルバーいきがいセンターの解散についてであります。

去る2月26日、羅臼町シルバーいきがいセンターの島越会長をはじめ役員が訪れ、平成22年3月31日をもって、羅臼町シルバーいきがいセンターを解散したい旨の申し入れがありました。

解散の理由としては、会員の高齢化と会員数の減少で、今後受託事業の継続が困難であるとの理由でございます。

平成8年より14年間、高齢者の生きがい施策の一翼を担ってきたシルバーいきがいセンターの役割は大きく、継続してセンターの運営について協力要請をいたしましたが、現段階では難しいと判断をいたし、町としてもまことに残念ではあります、了承せざるを得ない状況でございます。

なお、今後高齢生きがいセンターアィクルと園芸ハウスの活用につきましては、自発的な高齢者グループの活動や、高齢者のボランティア活動の拠点として利用していただくために、関係機関等と協議してまいります。

7件目は、3月4日現在における羅臼市場における鮮魚取扱高の状況でございます。お手元に配付してございますけれども、総体的には、数量では昨年同期と比べまして108.6%でございますが、金額では85.3%ということでございまして、魚価安ということが続いている状況でございます。今後の漁獲と、無事故での操業を念願するものでございます。

以上、7件の行政報告をさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（村山修一君） これで行政報告は終わりました。

**◎日程第5 議案第24号 根室支庁管内町村公平委員会委員の選
任につき同意を求めることについて**

○議長（村山修一君） 日程第5 議案第24号根室支庁管内町村公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） 議案第24号、67ページでございます。

根室支庁管内町村公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

根室支庁管内町村公平委員会委員の委員に次の者を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

住所につきましては、野付郡別海町別海川上町139番地の77。

氏名につきましては、葛西祐。

生年月日につきましては、平成17年6月24日、満67歳でございます。

任期につきましては、平成22年4月1日から平成26年3月31日まででございます。

葛西氏につきましては、平成18年4月から公平委員として活躍いただいております、管内町長間で協議が調い、同氏を再任いたしたく、ここに提案申し上げますので、満堂の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、議案第24号を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第5 議案第24号根室支庁管内町村公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎日程第6 議案第25号 「羅臼町非核平和の町」宣言について

○議長（村山修一君） 日程第6 議案第25号羅臼町非核平和の町宣言についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） 議案第25号、68ページをお願いいたします。

羅臼町非核平和の町宣言について。

羅臼町非核平和の町宣言を別紙のとおり提出する。

本件につきましては、平成21年12月開催の羅臼町議会第4回定例会において、羅臼町が非核平和の町を宣言することを求める決議がなされました。それを受けまして、羅臼町として次のとおり、羅臼町非核平和の町宣言をすることとし、提出いたします。

69ページであります。

羅臼町非核平和の町宣言。

私たち羅臼町民は、美しい自然を誇り、優れた町民性を育ててきた羅臼町を住みよい町に発展させるため、町民と町の理想郷を町民憲章に定めています。この理想は、世界平和の実現なくしてはありえません。

美しい自然を絶やすことなく、郷土の豊かな文化を守り、世界自然遺産の町として、平和と安全な未来を子どもたちに引き継ぐことは、羅臼町の責任と義務であります。

羅臼町は、世界の平和と安全、人類の幸福を願い、世界で唯一の被爆国の国民として、核兵器廃絶、非核三原則の堅持、恒久平和の実現を願い、明るく住みよい幸せな町民生活を守る決意を表明し、ここに「非核平和の町」を宣言します。

平成22年3月8日。北海道目梨郡羅臼町。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、議案第25号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第6 議案第25号羅臼町非核平和の町宣言については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第1号 平成21年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第7 議案第1号平成21年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいま提出されました議案第1号平成21年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算、またこの後提案予定でございます議案第4号までの平成21年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算までにつきましては、副町長以下担当職員に説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の1ページをお願いいたします。

議案第1号平成21年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成21年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,624万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億1,021万円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正」に定めるものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。13款国庫支出金6,238万7,000円を追加し、3億1,658万4,000円。1項国庫負担金170万6,000円を追加し、5,527万4,000円。2項国庫補助金6,068万1,000円を追加し、2億5,862万7,000円。

14款道支出金70万5,000円を追加し、2億494万3,000円。2項道補助金70万5,000円を追加し、1億1,635万5,000円。

16款1項寄附金898万3,000円を追加し、1,546万7,000円。

17款繰入金1項基金繰入金5,563万2,000円を減額し、1億6,515万1,000円。

19款諸収入20万2,000円を減額し、2,311万9,000円。4項雑入20万2,000円を減額し、2,211万4,000円。

補正額は、1,624万1,000円でございます。

歳出でございます。

2款総務費7,955万6,000円を追加し、8億8,794万6,000円。1項総務管理費7,922万3,000円を追加し、8億4,691万3,000円。2項徴税費33万3,000円を追加し、1,324万9,000円。

3款民生費4,337万8,000円を追加し、4億3,774万3,000円。1項社会福祉費3,997万9,000円を追加し、3億9,205万9,000円。2項児童福祉費339万9,000円を追加し、4,554万円。

4款衛生費5,177万1,000円を減額し、5億4,050万円。1項保健衛生費4,317万5,000円を減額し、2億2,132万7,000円。2項保健師設置費202万円を減額し、601万7,000円。3項清掃費657万6,000円を減額し、3億1,315万6,000円。

6款1項商工費127万1,000円を減額し、1億4,676万9,000円。

8款教育費177万1,000円を減額し、3億432万5,000円。2項小学校費128万9,000円を減額し、7,712万9,000円。3項中学校費41万4,000円を減額し、3,812万6,000円。4項幼稚園費6万8,000円を減額し、2,782万6,000円。

10款1項職員費2,365万3,000円を減額し、7億7,067万円。

12款1項繰上充用金2,822万7,000円を減額し、1億7,477万3,000円。

補正額の合計は、1,624万1,000円でございます。

4ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算の事項別明細書の説明をさせていただきます。

歳入でございます。

13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金170万6,000円の追加でございます。子ども手当の支給に伴うシステム経費の負担。あとにつきましては、決算見込みで減額をしてございます。

2款国庫補助金6,068万1000円、1項総務費国庫補助金6338万6,000円の追加でございます。これは国の経済対策に伴いまして、地域活性化・きめ細やかな臨時交付金が交付されることが大きな内容でございまして、あとは決算見込みによる減額でございます。

14款道支出金2項道補助金2目民生費道補助金3,632万5,000円。1万円の減額でございます。あわせて、3目の衛生費道補助金71万5,000円の追加でございます。それぞれ決算見込みによる増減でございます。

16款1項寄附金1目総務費寄附金958万3,000円の追加でございます。今般、診療所建設に伴いまして、10件の善意の寄附金がありました。衛生費寄附金60万円の減額につきましては、漁協からの寄附金の打ち切りによる減額でございます。

17款繰入金1項基金繰入金1目基金繰入金につきましては、5,563万2,000円の減額でございます。基金に戻し入れるものでございます。

19款諸収入4項3目雑入20万2,000円の減額につきましては、決算見込みに伴う増減でございます。

歳出でございます。8ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費722万3,000円の追加でございます。これにつきましては、歳入でも申し上げましたとおり、知床まちづくり基金積立金、診療所の改築に伴う寄附金がございました。積み立てをするものでございます。

11目企画費7,200万円の追加でございます。これは地域活性化・きめ細やかな臨時交付金の交付に伴う支出でございまして、主として町民体育館、公民館の改修費用としてございます。2項徴税費2目賦課徴収費33万3,000円の追加でございます。それぞれ自治体情報システムの負担金あるいは釧路・根室広域地方税の滞納整理機構の負担の減額に伴うものでございます。

10ページをお願いいたします。

1項社会福祉費1目社会福祉総務費58万5,000円の減額でございます。2目社会福祉費216万6,000の減額でございます。3目老人福祉費254万7,000円の減額でございます。4目心身障害者特別対策費297万4,000円の減額です。いずれも

決算見込みによる増減でございます。

12ページをお願いいたします。

5目心身障害者医療費200万円の減額。7目特別会計繰出金5,025万1,000円の追加。いずれも決算見込みによる増減でございます。2項児童福祉費1目児童措置費339万9,000円の追加でございます。子ども手当支給に伴うシステム協議会の負担金でございます。

4款衛生費1項保健衛生費3目環境衛生費38万円の追加。4目特別会計繰出金4,255万5,000円の減額。5目乳幼児等医療費100万円の減額。いずれも決算見込みによる増減でございます。6目は、財源内訳の変更に伴うものでございます。2項保健師設置費1目保健師設置費202万円の減額でございます。決算見込みによるものでございます。3項清掃費1目清掃総務費657万6000円の減額につきましても、決算見込みによる減額でございます。

6款1項商工費5目公園管理費127万1,000円の減額。これも決算見込みによるものでございます。

8款教育費2項小学校費1目学校管理費128万9,000円の減額。3項中学校費1目学校管理費41万4,000円の減額。4項幼稚園費1目幼稚園管理費6万8,000円の減額。それぞれ決算見込みによるものでございます。

10款1項職員費1目職員給与費2,365万3,000円の減額でございます。決算見込みによるところでございます。

12款1項1目繰上充用金2,822万7,000円の減額につきましても、決算見込みによるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、議案第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第1号一般会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第7 議案第1号平成21年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第2号 平成21年度目梨郡羅臼町国民健康保険
事業特別会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第8 議案第2号平成21年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 議案書19ページをお願いいたします。

議案第2号平成21年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算でございます。

平成21年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,301万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,096万4,000円とするものでございます。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

今回の補正につきましては、年度末を迎え、事業費の見込み並びに交付金等の確定などにより補正するものでございます。

20ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

3款国庫支出金8,814万3,000円を減額し、2億7,852万6,000円。1項国庫負担金2,452万8,000円を減額し、2億6,887万3,000円。2項国庫補助金6,361万5,000円を減額し、965万3,000円。

5款1項前期高齢者交付金1,193万1,000円を増額し、7,445万6,000円。

6款道支出金398万6,000円を減額し、6,093万1,000円。1項道負担金73万6,000円を減額し、995万2,000円。2項道補助金325万円を減額し、5,097万9,000円。

7款1項共同事業交付金2,053万1,000円を減額し、1億2,854万9,000円。

9款繰入金1項他会計繰入金4,872万円を増額し、1億908万6,000円。

10款1項繰越金3,899万7,000円を増額し、3,899万8,000円で、歳入合計は1,301万2,000円を減額し、11億8,096万4,000円でございます。

21ページ、歳出でございます。

1款総務費34万5,000円増額し、1,223万3,000円。1項総務管理費15

万3,000円を増額し、704万4,000円。2項徴税費19万2,000円を増額し、494万2,000円。

2款保健事業費50万円を減額し360万1,000円。2項特定健康診査等事業費50万円減額し、232万6,000円。

3款保険給付費2,120万円減額し6億8,321万3,000円。1項療養諸費1,860万円減額し、6億1,045万2,000円。2項高額療養費260万円減額し、6,060万1,000円。

5款1項共同事業拠出金1,739万3,000円減額し、2億735万9,000円。

8款1項後期高齢者支援金等234万3,000円増額し、1億5,927万6,000円。

9款公債費1項一般公債費50万円減額し、25万円。

10款諸支支出金1項償還金及び還付加算金3,501万3,000円増額し、3,534万1,000円。

11款1項職員費212万円減額し、1,180万7,000円。

12款1項予備費900万円減額し、100万円で、歳出合計は1,301万2,000円減額し、11億8,096万4,000円でございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書で、歳入でございます。

3款国庫支支出金1項国庫負担金1目療養給付費等負担金で2,435万1,000円の減額は、額の確定によるものでございまして、それぞれ記載のとおりでございます。3目特定健康診査等負担金で17万7,000円の減額につきましては、特定健診にかかる国の負担分でございます。歳出補正により減額とするものでございます。2項国庫補助金1目普通調整交付金で6,361万5,000円の減額です。額の確定によるものでございまして、内訳につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

5款1項1目前期高齢者交付金で1,193万1,000円の増額につきましても、交付額の確定によるものでございます。

6款道支支出金1項道負担金1目高額医療共同事業負担金の55万9,000円の減額は、額の確定によるものでございまして、2目特定健康診査等負担金の17万7,000円の減額につきましては、事業費の減少によるもので、それぞれ道負担分でございます。2項道補助金1目第1号調整交付金で938万3,000の減額は、療養給付費の減少等に伴う交付金の減額で、額の確定によるものでございます。2目第2号調整交付金613万3,000円の増額は、滞納整理機構への負担金のほか、収納対策事業及び医療費適正化事業に対し交付されるものでございまして、額の確定によるものでございます。

7款1項1目共同事業交付金で86万4,000円の増額。2目保険財政共同安定化事業交付金で2,139万5,000円の減額は、それぞれの共同事業に対し、連合会からの交付金でございます。額の確定によるものでございます。

9款繰入金1項他会計繰入金、次のページの1目一般会計繰入金で4,872万円の増額でございます。1節保険基盤安定繰入金211万8,000円の増額。2節職員給与費等繰入金211万9,000円の減額。4節特定健康診査等繰入金17万7,000円の減額は、ルール分による繰入金でありまして、額の確定及び事業の減少によるものでございます。5節財政安定化支援事業繰入金の4,889万8,000円の追加補正につきましては、歳出補正並びにルール分等の歳入補正後の予算額に収入不足が見込まれることから、法定外繰入金として繰り入れるものでございます。

10款1項1目繰越金で3,899万7,000円の増額は、前年度からの繰越金です。

26ページをお願いします。

歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費で15万3,000円の増額です。法改正にかかる対象者への受給者証郵送料として2万7,000円の増額。税制改正等システム改修費で12万6,000円の負担金増額でございます。2項徴税费1目賦課徴収費で19万2,000円の増額です。釧路・根室広域地方税滞納整理機構負担金として増額するものでございますが、国保負担分が決定いたしましたので、一般会計減額分と同額を増額補正するものでございます。

2款保健事業費2項1目特定健康診査等事業で50万円の減額です。特定健康検診データ管理委託料でありまして、不用額が生じる見込みであるため、減額するものでございます。

3款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費で1,770万円の減額。3目一般被保険者療養費で90万円の減額。28ページで2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費で260万円の減額につきましては、いずれも国保加入者が給付を受けたものでございますが、決算見込みにより減額するものでございます。

5款1項共同事業拠出金1目高額医療費共同事業医療費拠出金で231万4,000円の減額。2目保険財政共同安定化事業拠出金で1,507万9,000円の減額につきましては、各保険者の国保財政の安定化を図るために、都道府県単位で行っている共同事業に対する拠出金でございますが、それぞれ額の確定によるものでございます。

8款1項後期高齢者支援金等1目後期高齢者支援金で234万3,000円の増額です。現役世代の国保加入者が、国保税の中から北海道後期高齢者医療広域連合へ支払う支援金でありまして、額の確定によるものでございます。

9款公債費1項一般公債費1目利子の50万円の減額は、一時借入金利子に不用額が見込まれますので、減額するものでございます。

30ページで、10款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目償還金で3,501万3,000円の追加補正でございます。平成20年度の療養給付費等負担金は、前年度に概算額を確定し交付されておりましたが、このたび額が決定したことに伴いまして、返還金が生じたものでございます。

11款1項職員費1目職員給与費で212万円の減額は、人事異動によるものでございまして、歳出めどがございましたので減額するものでございます。

12款1項1目予備費の900円の減額につきましては、補正後の予算額に歳入不足が生じる見込みでありますので減額するものでございます。

以上でございますが、本補正予算案につきましては、2月26日に開催されました羅臼町国民健康保険運営協議会に諮問し、原案のとおり答申されましたことを御報告いたします。よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、議案第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第2号国保会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第8 議案第2号平成21年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

**◎日程第9 議案第3号 平成21年度目梨郡羅臼町介護保険事業
特別会計補正予算**

○議長（村山修一君） 日程第9 議案第3号平成21年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉担当課長補佐。

○福祉担当課長補佐（堺 昇司君） 議案の33ページをお願いいたします。

議案第3号平成21年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算。

平成21年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,673万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,096万9,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」に定めるものでございます。

今回の補正につきましては、年度末を迎え、事業費の見込み並びに交付金等の確定によ

る補正でございます。

34ページをお願いします。

第1表、歳入歳出補正予算でございます。

歳入でございます。

1款1項介護保険料236万円を追加し、5,409万1,000円。

3款国庫支出金318万9,000円を追加し、6,509万6,000円。1項国庫負担金257万7,000円を追加し、4,970万1,000円。2項国庫補助金61万2,000円を追加し、1,539万5,000円。

4款1項支払基金交付金367万8,000円を追加し、8,191万4,000円。

5款道支出金140万6,000円を追加し、3,983万9,000円。1項道負担金140万6,000円を追加し、3,888万9,000円。

7款繰入金162万9,000円を追加し、5,197万5,000円。1項他会計繰入金153万1,000円を追加し、5,003万1,000円。2項基金繰入金9万8,000円を追加し、194万4,000円。

8款1項繰越金2,447万1,000円を追加し、2,743万7,000円。

歳入合計3,673万3,000円の追加で、3億2,096万9,000円になるものがございます。

続きまして、35ページ。

歳出でございます。

1項総務費2,447万1,000円を追加し、2,749万1,000円。1項総務管理費2,447万1,000円を追加し、2,580万7,000円。

2款保険給付費1,226万2,000円を追加し、2億6,997万7,000円。1項介護サービス等諸費で1,041万2,000円を追加し、2億4,469万8,000円。2項介護予防サービス等諸費85万円を追加し、1,108万7,000円。4項高額医療合算介護サービス費100万円を追加し、110万3,000円。

歳出合計3,673万3,000円の追加で、3億2,096万9,000円になるものがございます。

続きまして、歳入歳出事項別明細書で説明いたしますので、36ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款1項介護保険料1目第1号被保険者介護保険料236万円の増加。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金257万7,000円の増加。2項国庫補助金1目調整交付金61万2,000円の増額。

4款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金367万8,000円の増額。

5款道支出金1項道負担金1目介護給付費負担金140万6,000円の増額。

これら3款国庫支出金から5款道支出金につきましては、介護給付費の歳出増額に伴う

ルール分を計上しております。

7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金153万1,000円の増額につきましても、保険給付費増額に伴う一般会計からのルール分でございます。2項1目基金繰入金9万8,000円につきましては、介護従事者処遇改善特例基金繰入額の確定による増額補正で、財源調整でございます。

8款1項1目繰越金2,447万1,000円につきましては、歳出の介護給付費準備基金を平成20年度決算における繰越金で求めるものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたしますので、38ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費で2,447万1,000円の増額補正でございます。内容につきましては、平成20年度の繰越金2,447万1,000円を積立金として、介護給付費準備基金積立金に積み立てるものでございます。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目介護サービス給付費で1,040万円の増額補正でございます。施設介護サービス給付費で250万円の減額となっておりますが、地域密着型介護サービス給付費で、グループホームの今後3カ月の給付を見込みと、2月に開所した小規模多機能型居宅介護施設の給付費を見込み、1,290万円の予算不足が見込まれ、差し引き1,040万円の増額補正をお願いするものでございます。3目審査支払手数料で1万2,000円の増額補正でございます。審査支払手数料については、決算見込みによる増額補正でございます。2項介護予防サービス等諸費1目介護予防サービス給付費で85万円の増額でございます。今後3カ月予算不足が見込まれ、また、小規模多機能居宅介護施設の開所に伴い、今後2カ月分の給付費を見込み、増額補正をお願いするものでございます。4項高額医療合算介護サービス等費1目高額医療合算介護サービス費で100万円。内容につきましては、平成21年度よりの制度で、高額療養費及び高額介護サービス費で自己負担限度額を超えた分を支給される制度に加え、さらにその自己負担分を軽減する目的で、新たに医療にかかった費用と介護にかかった費用を合算して年額で限度額が設けられ、限度額を超えた分は、申請して認められると後から支給される制度で、このたび仮算出による支払い額が算出された対象者24名分の増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、議案第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第3号介護保険会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第9 議案第3号平成21年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

ここで、11時5分まで休憩します。11時5分再開します。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第10 議案第4号 平成21年度目梨郡羅臼町国民健康保険
診療所事業特別会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第10 議案第4号平成21年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

診療所事務長。

○診療所事務長（工藤勝利君） 議案の41ページお聞き願います。

議案第4号平成21年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算です。

平成21年度目梨郡羅臼町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,120万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7,106万1,000円とするものでございます。

2項で、歳入歳出予算の補正の区分及び補正後の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

42ページお願いいたします。

歳入でございます。

1款診療収入1項外来収入で3,480万円を減額し、1億2,784万5,000円。

4款繰入金1項他会計繰入金で4,255万5,000円を減額し、1億317万3,000円。

5款1項繰越金で2,615万5,000円を増額し、3,679万4,000円。

歳入合計5,120万円を減額し、2億7,106万1,000円。

43ページ、歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費で400万円を減額し、5,982万4,000円。

2款1項医業費で370万円を減額し、9,053万1,000円。

4款1項職員費で4,350万円を減額し、1億939万5,000円。

歳出合計5,120万円を減額し、2億7,106万1,000円でございます。

次に、詳細につきまして、事項別明細書で御説明申し上げますので44ページをお願いいたします。

1款診療収入1項1目外来収入3,480万円の減額補正でございます。内容としましては、常勤医師1名による診療収入の減と、総合健診や人間ドックの受け入れが困難になったことによる収入減でございます。

4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金で4,255万5,000円の減額につきましては、財源調整によるものでございます。

5款1項1目繰越金2,615万5,000円の増額につきましては、一般会計からの繰入金を調整するため、前年度繰越金を予算化するものでございます。

46ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費で400万円の減額補正につきましては、経費の節減及び委託料の入札減による事業費の確定でございます。

2款1項医業費2目医業諸費370万円の減額補正につきましては、常勤医師1名での診療による検査委託件数の減によるものでございます。

4款1項職員費、1目職員給与費4,350万円の減額補正につきましては、医師1名、看護師2名分の減額によるものでございます。

なお、この補正予算につきましては、去る2月26日開催の第1回国保運営協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいておりますことを申し添えます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、議案第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第4号国保診療所会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第10 議案第4号平成21年度目梨郡羅白町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 町長、教育長行政執行方針

○議長（村山修一君） 日程第11 町長、教育長行政執行方針の説明を求めます。

最初に、町長行政執行方針の説明を求めます。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） 平成22年羅臼町議会第1回定例会の開催に際し、平成22年度予算案その他諸議案の御審議をお願いするに当たり、町政を執行する所信の一端を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様に御協力と御理解をお願い申し上げる次第であります。

本年は、私が町政を担当させていただき8年目となり、実質的には、任期の最終年度でもあります。

これまで町民の皆さんに各般にわたり御理解、御協力をいただきまして、大変厳しい行政財政改革を断行してまいりました。結果として、町立国保病院の不良債務6億7,000万円の解消計画期間である5年間を大幅に短縮し、21年度末で解消を成し遂げることができる見込みとなりました。

一方、行政財政改革を進める中でも、町民の皆様の「いのちと暮らし」を守るため、全身全霊を傾け取り組みを進めてまいりました。

老朽化しております診療所につきましては、改築にもめどが立ち、本年度中に実施設計が完了次第、補正予算をお願いし、着工してまいりたいと考えています。

また、当町においても高齢化社会が急速に進む中、これまで町民の皆様から強く要望のありました福祉施設（特別養護老人ホーム）の設置について、国の経済対策交付金制度の適用を受け、民間の協力を得ながら民設民営による実施ができないか、取り組んできたところであります。現在、協力いただける事業者も出てまいりましたことから、今後公募した中で決定をしてまいりたいと考えております。

さらに町民の皆様の安心・安全、そして健全な診療所経営を行っていくためにも、引き続き医師招聘に最大限努力してまいります。

低迷を続ける経済状況、政権交代など、地方自治を取り巻く環境は厳しさを増しながら大きく変動しております。安定した行政財政運営のためには、今まで以上に自治体の知恵と汗が求められるものと考えています。

町民の皆様の「いのちと暮らし」を守るため、「公平・公明・公正」をモットーに、勇気を持って決断し、実践する姿勢を貫き、引き続き行政課題の解決に全力を尽くしてまいりますので、特段の御理解とより一層の御協力をお願い申し上げます。

まちづくりの基本姿勢について申し述べます。

昨年は、医療の再生、産業の活性化、財政の健全化といった数々の課題に取り組んでまいりましたが、その中で地域を愛し、みずから積極的に課題解決に向け行動する町民の姿を数多く目にしてまいりました。これこそが、当町のまちづくりの基本方針であります協働のまちづくりを実践した姿であると実感しているところであります。

その熱意、行動力には、頭が下がる思いであり、町政のかじ取りを預かる者といたしま

しては、町民の皆様のためのまちづくりに向けて、取り組みをさらに進めていかなければならないと気を引き締めているところでございます。

一方、国に目を転じますと、政権の交代、低迷を続ける経済、地域主権の実現に向けた動き、また、北海道においては支庁制度改革の実施など、市町村を取り巻く状況は大きく変貌しており、このような流れの中では、今まで以上に自立した個性あるまちづくりが強く求められていると実感しております。

こうした中、ことしは羅臼町110年、町政施行50年、知床旅情誕生50周年、知床横断道路開通30周年、知床世界自然遺産登録5周年など、当町にとりまして多くの節目を迎えた記念すべき年であります。魚の城下町として発展してきた当町ですが、多くの先人たちが未開の大自然に挑み続けてきた歴史、厳しい気象条件がもたらす自然災害との戦いの歴史の上に今の発展があります。この先人たちの苦難に思いをいたしながら、未来の世代にふるさと羅臼を引き継いでいくためにも、この記念すべき年を町民の皆様とともに祝いしたいと考えております。

知床開きに合わせて、町民みんなで祝う記念式典の実施、知床・羅臼町を全国に広めていただいた森繁久彌さんを偲ぶ会や展示会の実施など、町民の皆様と一緒に作り上げていく協働のまちづくりにふさわしいさまざまな記念事業を行ってまいります。

また、平成20年度から実施しております医療再生と産業活性化の二つのプロジェクトにつきましても、継続して推進してまいります。

医療再生につきましては、当町の医療ビジョン実現に向け、診療所の改築と医療スタッフの安定的な確保など、積極的に進めてまいります。

産業活性化につきましても、町民、企業、団体の皆様と連携して、資源を有効に利用した地域の新たな魅力の創造に向け、引き続き推進してまいります。

さて、町民の皆様には行政サービスの低下や負担増をお願いしながら、財政の健全化に向け、さまざまな行財政改革を断行してまいりましたが、結果、長いトンネルを抜けるところまでたどり着くことができました。しかしながら、安心することなく、足腰の強い自立したまちづくりのため、子どもたちに夢を、お年寄りに安らぎを与えることのできるまちづくりを進めてまいります。

まちづくりの目標について申し述べます。

一つ目に、いのちを守る「医療と福祉」の充実を目指します。

医療を取り巻く環境が大きく変化し、小規模自治体における医療確保が大変厳しい状況の中、当町が目指す医療の方向性を地域医療に置き、医療を中心に保健・福祉との連携による地域包括ケアの推進体制を図ることを目的に、昨年、羅臼町地域包括ケア支援センターを設置いたしました。これまで、診療所を中心として医療と行政との連携のもと、協働した予防活動の展開、在宅支援の充実、新たなサービスの構築などを実践してきたところではありますが、今後におきましても各介護事業所や関係機関、関係団体と連携し、支援体制の強化を図りながら、できることから実施してまいります。

保健・予防対策といたしましては、新たな検診機会の拡充として、重篤な後遺症を残すおそれのある脳神経領域の疾患を早期に発見し予防するための脳検診を実施してまいります。

また、例年行っております各種検診事業では、できる限り受診しやすい体制づくりと、検診時における個人負担の軽減を行い、受診率の向上に努めてまいります。

妊婦・乳幼児の保健指導・健康相談をはじめ、子育て支援などにつきましては、各専門機関の指導を仰ぎながら、保健活動の充実を図ってまいります。

地域活動支援センターの運営につきましては、指導員1名の増員を行い、高齢者支援とあわせて、羅臼町社会福祉協議会の協力をいただきながら福祉事業を推進してまいります。

また、医療保険制度の絶え間ない改正、医療費の適正を図る施策が次々と実施されるなど、医療保険における国民負担が年々増加しており、本年度は国民健康保険税の町民負担が急激に増加することが予想されることから、軽減対策を講じてまいります。

二つ目に、たくましい「地域産業」の発展を目指します。

昨年の基幹産業である漁業の状況につきましては、鮮魚、製品をあわせて約128億円となりました。今年度も引き続き沿岸資源の継続的な保全を図りながら、資源の維持・増大を推進するため、羅臼漁業協同組合及び各関係機関が行っている調査・研究を積極的に支援してまいります。

羅臼漁港の水産基盤整備につきましては、昨年度は主に海洋深層水送水管の整備を行ったところですが、本年度は衛生管理対策として屋根つき岸壁の補修及び深層水送水施設などの整備を行い、着実に衛生管理型漁港づくりを目指し、漁港から消費者へ安心・安全な魚介類を提供できるまちづくりを進めてまいります。

また、低気圧による高潮災害の復旧や海岸保全を図るため、道州制海岸高潮対策事業が町内4カ所（モセカル地区・共栄町地区・礼文町南地区・知昭町地区）で平成20年度から5カ年で約40億円の事業費が見込まれ、本年度も引き続き整備する運びとなっております。

北方四島周辺水域における安全操業につきましては、本年1月末に発生した銃撃事件は、理由のいかんにかかわらず、まことに遺憾であります。

なお、今後は操業の安全確保に努め、引き続き安全操業協定の継続について要請してまいります。

観光につきましては、地域振興・環境保護にもつながることを理念として、本年度は知床旅情誕生50周年、世界自然遺産5周年など記念する年でもあり、これを契機に、当町のすぐれた自然と共生した水産業、それ自体を観光資源として売り出す体験型観光やエコツーリズムなど、地域独自の観光を知床羅臼町観光協会などと連携して実施してまいります。

また、さらなる観光振興の対策として、昨年設置されました知床観光圏協議会の事業を

積極的に支援してまいります。

産業の活性化につきましては、引き続き産業活性化プロジェクトの取り組みを推進し、地域産業の活性化と地域の活力の再生を目指してまいります。

幌萌町にあります自然とみどりの村は、海洋深層水を利用した足湯の設置、物産販売などのイベントの開催、体験農園の無料開放などを実施し、施設の有効利用をさらに進めてまいります。このことにより、町民の憩いの場の創出、交流人口、町内消費の拡大を図り、関連産業の活性化を進めてまいります。

さらに、昨年から実施しております地域資源を活用した健康づくり事業につきましては、健康づくりマップの作成などによる町民周知の展開、健康づくりに着目した観光メニューの検討を進めながら実施してまいります。

あわせて、町内で事業展開している産業活性化に向けた自発的な取り組みに対して、人的な支援や情報の提供など、さまざまな支援を積極的に行ってまいります。

農業につきましては、昨年、新規酪農家が就農し、積極的に営農活動をされており、今後も新規就農者が継続して円滑な酪農・畜産経営が行えるよう、農業協同組合や集落地域などを通じて必要な支援を行ってまいります。

三つ目に、さわやかな「生活環境」の推進を目指します。

知床が世界自然遺産地域に登録され、本年7月で5周年を迎えます。この間、知床世界自然遺産の使命であります「知床の豊かな恵みと美しさを全人類のために後世に伝える」ことの実現のため、自然環境の保全や適正利用について、町民の皆様を初め、関係機関や関係団体の方々と活発的な論議をしてまいりました。

特に、知床世界自然遺産科学委員会のもと、河川工作物ワーキンググループでは、遺産地域内の河川工作物の改良の有無が検討され、当町ではチエンベツ川、サシルイ川、羅臼川の河川工作物の改良が必要となりました。

サシルイ川は、平成19年度までに完了し、チエンベツ川は今年度完成、また、羅臼川は平成23年度までに完成予定であります。

現在は、ワーキンググループからアドバイザー会議に移行し、改良後の河川におけるサケ科魚類の遡上状況等のモニタリング調査を実施したところ、改良前に比べ、サケ科魚類の遡上が容易となっており、改良の効果が見られております。

エゾシカワーキンググループでは、知床岬先端部でのエゾシカによる植生破壊が著しいことから、3カ年で半減することを目標として、環境省により密度操作実験を実施中でありま。

さらに北海道においては、被害拡大を抑止するため、平成22年度に計画的な駆除体制の構築に向けた検討を開始し、平成23年度から全道各地で施策を展開する方針となっておりますので、当町におきましても、その方針に沿って事業展開を検討してまいります。

廃棄物の処理につきましては、根室北部広域ごみ処理施設が本格稼働し、順調に推移してきているところでありますが、引き続き、ごみの減量化と資源リサイクルを進め、処理

経費の削減に努めてまいります。

合併処理浄化槽は、現在59.8%の普及率となっており、快適な生活環境ときれいな川と海の実現のため、今後、なお一層の普及に努めてまいります。

平成20年2月に管内1市4町の首長で、「ねむろ自然の番人宣言」を宣言いたしました。不法投棄やごみのぼい捨てが後を絶たない現状でありますので、宣言の趣旨に賛同する団体の拡大とともに、今まで以上に広報活動などを強化してまいります。

なお、自然環境の保全や、さわやかな生活環境の実現に向け、その目標とすべき環境基本計画の策定に努めてまいります。

四つ目に、うるおいのある「教育文化」の創造を目指します。

教育は今、子どもたちの輝かしい将来に向けて新たな価値観を求め、大きな転換期に入っております。これまで、子どもたちがより広い視点から切磋琢磨できる教育環境づくりを願い、保護者や地域の皆様の深い御理解のもと、学校適正化配置計画を推進してまいりました。

本年度は、植別小中学校は春松小学校と春松中学校に、飛仁帯小学校は羅臼小学校にそれぞれ統合し、同年齢の児童生徒が切磋琢磨できる少子化時代の新たな教育環境を整備することができました。

また、統合後の学校施設などにつきましては、地域の皆様からの要望を十分に勘案しながら、有効な活用方法を検討してまいります。

未来を支える子供たちの成長のため、基礎学力の向上はもとより、教育施設の整備は、早急に解決しなければならない課題であります。老朽化している中学校の改築につきましては、生徒数の推移や社会情勢の変化を十分に勘案し、広く関係者の皆様の御意見を伺いながら、教育委員会と連携し、整備計画の策定準備を進めてまいります。

社会教育施設に関しましては、現下の財政状況を考えますと、新たな施設整備は困難な状況にありますが、国の緊急経済対策において創設された地域活性化・きめ細やかな臨時交付金をもって、公民館、町民体育館を補修し、利用しやすい施設機能の維持に努めてまいります。

今後も、多様化する教育環境をしっかりと見据えながら、生涯学習の視点に立って、ふるさと羅臼の未来に誇りが持てる充実した教育を推進してまいります。

五つ目に、知恵と汗で「財政健全化」の実現を目指します。

当町は、現下の厳しい財政状況にあって、平成20年度決算から適用となった地方自治体財政健全化法に基づき、財政の健全化を図るべく、病院事業会計の不良債務約6億7,000万円を平成20年度から一般会計で返済する計画を立て、実施してまいりました。

こうした中、町民の皆様の御理解と御協力をいただきながら進めてまいりました行財政改革により、計画を大幅に短縮し、平成20年度、21年度の2カ年で不良債務を解消することができる見込みとなりました。しかしながら低迷を続ける経済、少子高齢化の進行、町民ニーズの多様化など、当町を取り巻く環境は、ますます厳しさを増しております。

す。

さらに昨年、民主党政権が誕生し、地域主権の確立に向けた改革が着手され、今後、自己決定の領域が広がり、地方自治体が、みずからの責任において地域を経営するという視点が、より一層強く求められていくものと考えられます。

こうしたことから、国や北海道の動きをしっかりと見きわめながら、引き続き「選択と集中」の観点で行財政運営に取り組み、この難局を乗り切るため、厳しい財政事情ではありますが、積極的に財政調整基金・減債基金等への積み立てを行い、持続可能な財政基盤の確立に向け、全力を尽くしてまいります。

また、健全な行政財政運営の維持のためにも、町税など歳入の確保に向けた取り組みを積極的に進める必要があります。

町税などの未納対策としまして、釧路・根室広域地方税滞納整理機構も設立3年を経過し、着実にその成果があらわれております。今後も機構との連携をより強固なものとし、「公平・公明・公正」の観点から、悪質な滞納者に対しては、差押えなどの法的手段による徴収など、収納率の向上のつなげ、財源確保に努めてまいります。

当面する行政課題について申し述べます。

国保診療所の運営と改築についてであります。

診療所の運営につきましては、平成20年4月1日より、病院から診療所に転換し、間もなく2年が経過しようとしております。

全国的な医師不足は、いまだ解消させれず、道内においても同様の状況であり、医療を取り巻く環境は、依然として厳しい現況にあります。

こうした状況の中、当町の常勤医師3名体制の実現について、現段階では招聘に至っておりませんが、昨年9月以降、短期の医師派遣をいただいております北広島病院からは、平成22年度も引き続き派遣していただけることが決まったところであります。

また、北大第一外科につきましても、これまで同様、出張医師の短期派遣継続が決定したところであり、短期の医師招聘によって、医師の2名体制に近い診療になるものの、本田所長の1人体制の長期化で疲弊を招かないよう、今後も当町の地域医療を担う常勤医師の招聘に向け、懸命に努力をしております。

また、平成20年度に策定しました地域医療ビジョンの実現のため、医療・保健・福祉の連携を図り、地域包括ケアの推進のため、実現可能なものから取り組んできたところがあります。特に医療分野では、訪問診療の充実をしております。さらに老朽化が進む現診療所の改築につきましては、実施設計の完成など、準備が整い次第、平成23年度中の完成を目指したいと考えております。

以上、平成22年度の行政を執行するに当たっての所信の一端と、当面する行政課題などについて申し述べてまいりました。

今、政権の交代に伴い、地方自治を取り巻く環境が大きく変化しようとしております。こうした時代にあっても、町民の皆様のためのまちづくりに向け、変化に惑わされること

なく、一步一步着実に前進を続ける安定した行政財政運営が求められるものであります。

診療所の改築、福祉施設の設置など、町民の皆様の悲願の実現に向け、皆様のお力をお借りしながらではありますが、着実に前進を続けてまいります。

また、ごっこ市の開催、地域の資源を活用した製品の開発など、町民の皆様が主体となって自主的にまちづくりに参画する「協働のまちづくり」に向けても、着実に前進を続けてまいります。

先人たちがこの羅臼の地に立ち、知床の大自然とともに歩み始めて110年が経過しようとしています。先人たちが知恵と汗で幾多の試練を乗り越え、未来に向けて一步一步前進してきました。その苦難の上に、今日の当町の繁栄があります。その歩みをとめることなく、町民皆様の命と暮らしを守るため、また、輝かしい未来に向け、この「魚の城下町らうす」をしっかりと引き継いでいくためにも、町民の皆様とともに前進を続けてまいります。

継続は力なりと言われますが、町政の運営も年度が変わって、その方向や方針が大きく変わるものではありません。したがって、市町村合併を断念した後、自立のまちづくり、そして財政破綻の回避という変化の中で、今日までしっかりと足元を見詰めながら町政を運営してまいりました。

本年度も、このような経過を踏まえながら、着実に町政を推進してまいります。

議員各位、町民の皆様、関係機関・諸団体の皆様、そして羅臼町を応援して下さる全国の皆様の特段の御理解と御協力・御支援を心からお願い申し上げます、行政執行方針といたします。

ありがとうございました。

○議長（村山修一君） 町長行政執行方針の説明が終わりました。

ここで、昼食のため、午後1時まで休憩します。

午前11時40分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

午前中に引き続き、会議を開きます。

次に、教育長行政執行方針の説明を求めます。

教育長。

○教育長（池田栄寿君） 平成22年羅臼町議会第1回定例会の開催に当たり、教育行政に関する主要な執行方針について申し上げます、議会議員並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

我が国は今、国際経済の複雑多岐な要因が絡み合う大きな渦中で、深刻な経済的影響を受け、不況が長引き、雇用問題をはじめ、生活に直接関連する課題の増大や、地域活力の低下などが顕著となり、さまざまな対策が講じられています。

教育におきましては、「生きる力」の理念は変わらないものの、教員免許更新制度や全国学力・学習状況調査、英語教育改革総合プラン、理科支援員等配置事業など、各種制度の大きな見直しが行われており、依然として未来を託す子どもたちの教育を取り巻く環境が変動をしています。

教育委員会は、子どもたち一人ひとりの明るい未来を展望し、より一層たくましく生きる力と確かな学力の向上に向けた新たな時代の要請に応えるため、PTAや町内会の皆様など、関係者の深い御理解と御協力をいただき、多様な学習体験や豊かな人間関係の構築など、より望ましい教育環境の整備に取り組んでまいります。

また、生活環境や生活意識が複雑に変化している動きを踏まえながら、「人づくりはまちづくり」の生涯学習の視点に立ち、町民一人ひとりが心豊かに生き生きと学び続けることができる環境づくりを通して、みずからを高める主体的な学習の充実と、心豊かでたくましい人材の育成を図るため、ふるさと羅臼の自然や歴史、文化、スポーツなど、地域の特性を生かした活動を推進してまいります。

2、羅臼町教育の推進について申し上げます。

教育委員会は、子どもたちが学ぶ意欲を高め、確かな学力の向上を図るとともに、児童生徒一人ひとりの「困り感」に寄り添うきめの細かな教育の実現を目指します。

また、地域や保護者の深い理解のもと、羅臼町小中学校適正配置計画に基づき、平成22年度より植別小中学校を春松小学校と春松中学校に、飛仁帯小学校を羅臼小学校にそれぞれ統合し、教育環境の整備を行います。

統廃合により、子どもたちを取り巻く環境が変化することへの慎重な配慮をしながら、「たくましく生きる力」をはぐくむため、「確かな学力」や「豊かな心」、「健やかな体」の発達と創造性に富んだ教育活動を促してまいります。

また、「基礎学力の定着」と世界自然遺産知床の多様な生態を学ぶ「自然環境教育」の推進を基本としながら、ふるさと羅臼の特性を生かした学習体系を一層充実させ、調和のとれた人間形成を目指してまいります。

社会教育におきましては、羅臼町第5次社会教育中期計画の重点施策である「ふるさと学習の推進」を柱に、青少年一人ひとりが自己実現を目指す手だてとして、地域社会の中で自然との触れ合いや仲間との生活体験、社会体験などを通じて、豊かな人間性をはぐくむことが求められています。関係機関や各種団体などとの連携を図り、それぞれが持つ教育機能の相互連携の中で、主体的に行動できる資質や能力を身につけ、社会の変化に柔軟に対応できる人材の育成を目指してまいります。

3、主要施策の推進について申し上げます。

(1) 学校教育の推進。

学校教育につきましては、全国学力・学習状況調査が悉皆調査から抽出調査へと変更になりましたが、北海道教育委員会とも協議をしながら、継続的な学習状況などの把握や改善に活用するため、抽出対象校以外の各校におきましても、希望参加をしてまいります。

か、全校一斉に学習到達度テストを実施いたします。

また、家庭での学習習慣や生活習慣に課題が見受けられますので、PTA活動や地域活動と連携し、よりよい生活習慣を形成する活動を支援するとともに、学校における学習指導方法や指導形態の工夫により、子どもたちの学習意欲を高める取り組みを推進してまいります。

ここで、学校教育の推進について、7点申し上げます。

1点目は、「信頼される幼稚園・学校教育の推進」についてであります。

幼稚園や学校は、充実した幼稚園教育、学校教育を推進するために、経営計画や教育課程策定し、重点的な目標を明確に示しながら、教育活動を積極的に推進していく責務があります。

幼稚園はよりよい環境を整え、心身ともにたくましく、健康で人間性豊かな子どもの育成に努めることが求められています。保護者や地域の理解と協力を得ながら、幼児期の体験の広がりを通じて生きる力の基礎を学び、将来のよき社会人としての素地を養い、豊かな感性や自立心の育成を目指してまいります。

また、自発的な遊びを尊重した幼稚園と小学校の異校種間における多様な交流体験や自然体験活動を行い、幼児期における心身ともに調和のとれた発達を助長してまいります。

幼稚園教育の成果が小学校教育へより円滑に接続するため、教員同士の日常的な交流活動も含めて、互惠性のある幼少連携を計画的に推進してまいります。

平成23年度は春松幼稚園を会場に、北海道国公立幼稚園教育研究会根室大会が予定されておりますので、本年度のプレ研究大会が充実した研修の場となるよう支援してまいります。

小学校・中学校は、児童生徒が生き生きと活気に満ちあふれ、はつらつと切磋琢磨する場であります。何よりも教職員一人ひとりの確かな指導力が求められるところでありますので、学校全体での取り組みを期待するところであります。

教育委員会は、校長会や教頭会との定例会議を通じながら、教育行政の動向を積極的に提供し、活力ある学校づくりの支援に努めてまいります。

また、学校の教育課程に基づく日々の活動状況などは、保護者や地域に対して十分な説明責任を果たすために、教職員による評価、保護者のアンケート調査、さらには学校評議員制度による一体的な取り組みを進めておりますが、よりわかりやすい内容の精査に努めてまいります。

さらに、北海道教育大学などとの協定による第三者評価委員会の活用もあわせて推進し、学校が地域に信頼され、ともに子どもの成長と発達を担う関係づくりを積極的に推進してまいります。

昨年度、発展的な組織改革を行った羅臼町教育研究会は、今日的な重要課題である実践的な指導力の向上を図る授業を中心とした研修の充実や、地域の特色ある教育活動を目指して、羅臼地区と春松地区の幼稚園、小学校、中学校の交流活動を通して、教職員の実践

的な指導力の向上を目指しておりますので、これらの活動を支援してまいります。

2点目は、「確かな学力を育む学習指導」についてであります。

学力の向上につきましては、引き続き基礎的・基本的な知識、技能を確実に習得し、活用させる力をはぐくむ指導を充実させる必要があります。

課題の解決に当たっては、チーム・ティーチングや指導方法の工夫改善など、児童生徒が関心や意欲を持って学ぶ姿勢を高め、確かな学力向上を図っていく方策を確立しなければなりません。

特に、本年度より小学校、中学校がそれぞれ2校体制の中で義務教育が進められることとなりますので、学校間の連携授業や指導体制の試行など、同学年の積極的な交流を通じて適度な競争力を刺激したり、教員研修にもつなげてまいりたいと考えております。

また、教員は児童生徒の人間形成に大きな影響を及ぼしますことから、授業力向上を目指して、校内研修を公開する実践活動を引き続き支援してまいります。

さらに、新しい教育課題に適切に対応し、これからの学校教育を推進するためには、より専門的な指導力の向上を図ることが重要でありますので、各種研修を充実させるとともに、「幼稚園と小学校の連携」、「小学校と中学校の連携」を推進してまいります。

学校生活における児童生徒個々の意欲や満足感、学級集団の状態などを把握し、学級経営の資料として活用するため、「学級診断調査」を全校で実施してまいります。

児童生徒の学習に対する関心や意欲を継続的に持続させるために、「羅臼町確かな学び推進プラン」を具体的に示し、学習に係る各種検定試験の補助をはじめ、次代を担う子どもたちがふるさと羅臼に誇りを持ち、力強く未来を拓く人間として成長するよう、家庭や地域とともに実効性のある取り組みを推進してまいります。

小学校の国際理解教育につきましては、「小学校における英語活動等国际理解活動推進事業」など、これまで羅臼小学校が文部科学省の委託事業として取り組んできた研究成果を各校で積極的に活用してまいります。

また、中学校の英語教員による授業を効果的に取り入れ、英語学習の充実とコミュニケーション能力の育成を目指し、中学校への英語学習に接続できるよう努めてまいります。

3点目は、「豊かな心や健やかな体を育む教育」についてであります。

道徳や特別活動の時間を活用し、命の大切さや人権を尊重する姿勢、感動する心をはぐくむとともに、学校における教育相談機能の充実を図ってまいります。

学校・家庭・地域と連携し、読書活動がもたらす言葉の学びや感性を磨き、今求められているコミュニケーション能力や想像力を効果的に高める方策として、公民館図書室と学校図書室との連携を一層強化し、学校における多様な学習活動の一環である読書活動を通じて、豊かな心をはぐくんでまいります。

また、子どもたちを取り巻く多くの生活環境の変化によって、生涯を通じて健やかで心身ともに健康な生活を送るための基礎が揺らいでいます。

全国体力・運動能力の調査の結果、本町の小中学生は男女とも身長割合から見て体重が全国平均を上回り、運動能力につきまは、肥満にかかわる部分が平均を下回る結果となっています。このため、肥満の解消や基礎体力を培う観点から、「走ること」、「飛ぶこと」、「投げること」などの運動に親しむ体育授業の自発的な部活動、少年団活動、さらには食育を通じた栄養指導などの支援に意を用いてまいります。

また、交通事故や事件、災害など、児童生徒の安全確保につきましては、引き続き教職員の意識の高揚をはじめ、実践的な危機管理を徹底してまいります。

不登校や問題行動などにつきましても、家庭や地域と連携した生徒指導の充実を図ってまいります。

次に、学校給食につきましては、児童生徒の発達段階を考慮しながら、安心・安全な食材で調理された献立を提供してまいります。本年度も子どもたちのために、羅臼漁業協同組合や各部会、羅臼町水産加工振興協会などの御協力をいただき、無償で地場産品を食材として活用させていただくことになっております。関係者の皆様に厚くお礼を申し上げますとともに、食べものを大切にする心や感謝の心、さらに地域産業の理解教育などに積極的に活かしてまいります。

なお、学校給食費につきましては、給食センターで対応困難な子どもたちのアレルギー対策として、弁当を持参できるよう配慮することや、未納予防などを兼ねまして、保護者の皆様の御理解をいただきましたので、本年度より後納制度から前納制度へと変更いたしますが、制度が定着するまでは、子どもたちの不利益とならないよう、弾力的な運用をしてまいります。

4点目は、「特別支援教育の推進」についてであります。

現在、特別支援学級に在籍している児童生徒は、逐次制度の充実が図られ、各校において対応しているところでありますが、普通学級における軽度な学習障害や注意欠陥・多動性障害、高機能自閉症など、学習面や生活面、人間関係やコミュニケーションなどにつまづきのある児童生徒に対する支援を行うため、羅臼小学校と春松小学校に「特別支援教育支援員」を配置してまいります。

また、教育委員会では、全校の特別支援教育コーディネーター研修会や全教職員への講演会を開催し、特別支援教育に対する意識を高めてまいります。

さらに、子どもの成長、発達段階に応じて支援体制の整備も重要な課題でありますので、情報を共有する関係機関や関係団体との連携のあり方を整理し、ネットワーク化やシステム化の構築に向けた検討を行い、よりよい成長を支えてまいります。

5点目は、「中高一貫教育の推進」についてであります。

羅臼町の中高一貫教育は、中等教育の多様化に対応した教育の推進を目指して進められ、3カ年が経過しました。「総合学習部会」では、自然環境専門指導員による高等学校や各中学校との積極的なティーム・ティーチングや知床財団、羅臼ビジターセンターなど、関係機関との連携により、郷土の自然に関心を持ち、持続可能な利用により、将来に

わたって自然環境との共生ができる人材の育成を目指して「知床学」の学習を進めてきた結果、第1回知床学士認定試験に47名の中高生が挑戦し、ふるさとへの興味や関心が深まっていることが示されました。

中学校においては、総合的な学習の時間の中に、自然環境学習を明確に位置づけた教育課程を編成し、内容の充実、発展を図ってまいります。

また、「キャリア教育」を通じて人生観や職業観を身につけられるよう努めており、今後各学校間の連携を今以上に緊密化させていくことが課題となっておりますので、羅臼町商工会や関係団体の協力をいただきながら、実効性のある充実した取り組みとなるよう支援してまいります。

「特別活動部会」にあっては、知床開きにおける「豊漁の舞」や「部活動の連携」、「町内清掃ボランティア」などを計画し、実施しております。いずれの活動においても、高校生のリーダーシップが十分に発揮されており、目指すべき成果を着実に積み上げてまいりました。

「教科部会」は、学力と学習意欲の向上を目指して活動し、公開授業や教員交流、情報交換などが活発に展開されてきました。着実に進んでいる教科がある半面、「シラバスの活用による効果的な教育課程の接続」や「乗り入れ授業」、「チーム・ティーチング」、「教材の共同研究」など、まだ十分な活動が展開されていない面もあります。

基礎学力を定着させ、生徒一人ひとりが充実した授業を受け、それぞれの自己実現を可能にし、希望を持って学校生活を送れるよう、「教科の連携」をはじめ、「生徒指導」や教員の研修など、中・高相互の結びつきを深める活動や、大学との事業連携を進めるなど、一層の充実を目指してまいります。

6点目は、「自然環境教育の推進」についてであります。

知床は世界自然遺産に登録され5周年を迎え、自然環境を良好な状態で保ちながら、将来に向かって人間生活との共存を図っていくことの意義は、ますます大きなものになっております。そのためには、あらゆる機会をとらえて、住民の意識の高揚を図る働きかけが重要であります。とりわけ子どもたちに、ふるさとの自然に対する「知識欲と学びへの向上心」、「自然を敬愛する心」、自然の中で「安全に楽しく行動する技術」を身につけるための「自然環境教育」の重要性は増すばかりであります。

自然環境教育は幼児期に始まり、小・中・高、さらに社会人に至るまで、一貫した方針で進められて、大きな成果を得られるものであります。中高一貫教育の「総合的な学習」において、「クマ学習」や「生態系学習」の体系的な学習が進められており、幼稚園や小学校においても、これに呼応して積極的に「自然環境学習」を取り入れるようになってきておりますので、今後これらの動きを一層加速させ、「羅臼町の自然環境教育」として、大きく体系化していくことが重要でありますので、幼稚園から高校生までの接続カリキュラムの作成を目指してまいります。

7点目は、「学校適正配置計画の推進」についてであります。

新しい学力観に立ち、少子化時代の子どもたちの教育環境を整備する時代の要請に応え、学校適正配置計画を策定し、推進してまいりました。子どもたちの将来を見据えた保護者や地域の皆様の深い御理解と御協力をいただきまして、平成19年度は知床別小中学校、本年3月には植別小中学校と飛仁帯小学校が閉校することになりました。

中学校にありましては、校舎の老朽化を考えますと、早急な改築が望まれるところではありますが、町の総合計画や財政状況を勘案し、さらには今後の生徒数の推移などを慎重に見きわめながら整備計画を策定してまいりたいと考えております。

今年度は、幼・少・中の連携や、中高一貫教育との関係も含めて、学校規模や建設適地の検討など、中学校の将来像につきましても、関係者の皆様の御意見をいただきながら、最良の方向性を検討してまいりたいと考えております。

次に、社会教育の推進について申し上げます。

第5次社会教育中期計画の3年目となる今年度、引き続き羅臼町の教育目標である「ふるさとの躍進を創造し、たくましく行動する心豊かな町民」像を柱に、中期計画の重点である「ふるさと学習」を推進してまいります。

ふるさとのよさを発見し、地域の特性である豊かな自然や、それを活かした環境教育をはじめ、各種事業を通じて「ふるさとに誇りと愛着を持ち、主体的に行動できる人材の育成」に努め、「まちづくり」の基礎となる「人づくり」に寄与してまいります。

推進のねらい3点について申し上げます。

1点目は、「地域の課題を見詰め、自主・自立のまちづくりをめざす」取り組みについてであります。

住民との日常的なかかわりや各種団体の活動を支援する中で、地域課題に関する気づきを促し、その解決に向けた取り組みを促進し、支援してまいります。

その中であって、青少年の分野においては、北海道教育大学岩見沢校との事業協定により実施する「ふるさと少年探検隊」や、環境省・知床財団・森林管理事務所との連携による「ふるさと体験教室」、さらに東京農業大学との連携による「高校生の水産教室」などの事業を通じて、ふるさと羅臼の自然、生活・文化、産業などに関する「学び」や「気づき」の機会を提供し、ふるさとへの誇りや愛着心が持てるよう、引き続き取り組んでまいります。

また、昨年度「ふるさと学習」の体系的な充実をねらって、中・高生を対象にスタートした「知床学士認定制度」の連動を考慮し、一般成人を対象とする「知床学」を学ぶ機会提供事業についても、次期中期計画に盛り込むべく、準備として、その方向性や内容、実施方法について引き続き検討を行います。

さらに近年、社会教育とのかかわりが希薄になっている有職青年層とのつながりを再構築すべく、羅臼漁業協同組合をはじめ、羅臼町商工会などの関係機関や一般行政部局とも連携し、その方策等を検討・試行し、青年層とのかかわりを強め、「自主・自立のまちづくり」の担い手としての意識高揚に努めてまいります。

2点目は、「心を結ぶ文化活動で潤いのあるふるさとづくりをめざす」取り組みについてであります。

本町の生涯学習の拠点施設である公民館を中心に、文化協会をはじめ各種サークル、グループなどが幅広い文化活動を行っていますが、近年会員の固定化や減少が見られることから、昨年度は、特に文化協会やサークル等に呼びかけ、公民館ロビーを活用したPR活動を促進するとともに、町内在住の写真家や園児の作品展、公民館図書室による絵本や時節に合わせた図書の展示など、ロビー展を充実させ、より多くの町民に足を運んでもらう取り組みを進めてまいりました。

また、町内で個人的に創作活動を行っている方々に関する情報収集にも努めた結果、秋の総合文化祭では、これまで以上の個人出展も見られました。このことから、引き続き公民館の使命とも言える、「集う」、「繋ぐ」、「結ぶ」を合い言葉に、広く芸術・文化活動を奨励、助長、支援し、潤いのあるふるさとづくりに寄与してまいります。

図書活動にありましては、町民の自主的・主体的な学習活動や生きがいと潤いのある生活を支援するために、図書の整備、資料の収集、保存、提供に努めてまいります。

また、学校教育において重要課題となっている児童生徒の学力向上という視点からも、読書活動は、その効果をもたらす重要な取り組みであると考えますので、読書への導きや習慣化を促すための取り組みを引き続き進めてまいります。

特に今年度は、昨年実現できなかった読書環境の整備を推進するため、関係者によるネットワーク化について引き続き検討し、実現化を目指してまいります。

文化財につきましては、例年埋蔵文化財の事前協議が数件ありますが、今年度も遺跡の保護について、適切に対応してまいります。

また、環境省や知床財団などが実施しているオジロワシやオオワシ、シマフクロウなど、知床の生態系を代表する希少鳥類の保護に関しましては、モニタリング調査や保護、増殖事業に協力してまいりますほか、独自の事業として、オジロワシ・オオワシ一斉調査や親子観察会なども実施してまいります。

当町の生活や産業展の歴史を後世に伝える重要な役割を持つ郷土資料につきましては、郷土資料室での展示や保存のほか、学校での郷土学習の教材としての利用を促すなど、有効に活用してまいります。

3点目は、「健康の増進、コミュニティづくりに役立つスポーツ活動」についてであります。

心身の健やかな成長は、人間形成の基盤であり、健康・体力づくりの重要性が声高らかに叫ばれる今日、スポーツ活動への関心はますます高まっています。

また、高齢化が進む中、人生を最後までいかに健康に過ごすかという人間本来の願いや、まちの医療費にかかわる財政問題の解決策、さらには仲間づくり、コミュニティづくりにおいても、スポーツ活動は非常に有効な取り組みと言えます。

近年、国を挙げて健診対策並びに特定保健指導に見る受診後の指導の強化も影響して、

個々に身近な場所でウォーキングをすど、日常的な運動に取り組む町民の姿も多く見かけるようになりました。

また、町民体育館を中心に、学校体育施設を利用した各種スポーツサークル、グループの活動も見られます。

このように、最近では、個人的あるいは小グループ的な集団としてのスポーツ活動が多くなっている状況の中、本町では、平成20年3月に設立された総合型地域スポーツクラブ「らいず」が幅広い年齢層を会員に、健康づくりとスポーツ、さらには文化的内容も含めた文字どおり総合型のクラブとして、会員による自主・自立の活動を主体的かつ発展的に展開していることから、今年度もさらに自立したクラブとして、確かな道筋をつけられるよう、人材育成も含め、側面から活動を支援してまいります。

以上、本年度の教育行政推進の概要について申し上げます。

混迷する国際社会の中で、主体性を持って自立したまちづくりを進めるためには、教育が大きな役割を果たしていくことが求められています。知床がはぐくんだすぐれた自然や、先人たちが営々と築き上げてきた伝統や文化など、恵まれた風土や環境を活用しながら、未来を担う子どもたちの健やかな成長と生涯学習社会実現に向けまして、教育に携わる職員及び関係機関がより一層連携を図り、最善の努力を傾注する決意であります。

議員の皆様並びに町民の皆様には深い御理解と御指導をお願い申し上げます。平成22年度の教育行政執行方針といたします。

ありがとうございました。

○議長（村山修一君） 以上で、町長、教育長行政執行方針の説明が終わりました。

日程の都合により、町長、教育長行政執行方針に対する質問及び一般質問は、後日行います。

-
- ◎日程第12 議案第 5号 平成22年度目梨郡羅臼町一般会計予算
 - ◎日程第13 議案第 6号 平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計予算
 - ◎日程第14 議案第 7号 平成22年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計予算
 - ◎日程第15 議案第 8号 平成22年度目梨郡羅臼町老人保健事業特別会計予算
 - ◎日程第16 議案第 9号 平成22年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計予算
 - ◎日程第17 議案第10号 平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計予算
 - ◎日程第18 議案第11号 平成22年度目梨郡羅臼町水道事業会計予算

◎日程第19 議案第12号 職員の給与に関する条例の一部を改正
する条例制定について

◎日程第20 議案第13号 職員の給与の特例に関する条例の一部
を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第12 議案第5号平成22年度目梨郡羅臼町一般会計予算から、日程第20 議案第13号職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてまでの9件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいま上程されました議案第5号から13号までの9件につきましては、副町長以下関係職員をして説明をいたさせますので、よろしく願いいたします。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 予算書の1ページをお願いいたします。

議案第5号平成22年度目梨郡羅臼町一般会計予算。

平成22年度目梨郡羅臼町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算でございます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ34億7,449万8,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条債務負担行為でございます。地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条は地方債でございます。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第4条は、一時借入金でございます。

地方自治法第235条の第3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、10億円と定める。

第5条は、歳出予算の流用についてでございます。

地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1項、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金にかかる共済費を除く）にかかる予算額に過不足を生じた場合における同一款内での、これらの経費の各項の間の流用と定めております。

12ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算、歳入でございます。

1款町税6億6,888万9,000円。1項町民税3億2,837万円。2項固定資産税2億6,305万8,000円。3項軽自動車税1,102万7,000円。4項町たばこ税6,370万7,000円。5項特別土地保有税1,000円。6項入湯税272万6,000円。

2款地方譲与税2,391万9,000円。1項地方揮発油譲与税485万5,000円。2項自動車重量譲与税1,785万円。3項地方道路譲与税121万4,000円。

3款1項利子割交付金311万5,000円。

4款1項配当割交付金94万1,000円。

5款1項株式等譲渡所得割交付金63万8,000円。

6款1項地方消費税交付金6,941万6,000円。

7款1項自動車取得税交付金610万円。

8款1項地方特例交付金384万4,000円。

9款1項地方交付税18億9,966万円。

10款1項交通安全対策特別交付金59万9,000円。

11款分担金及び負担金4,045万5,000円。1項分担金307万1,000円。2項負担金3,738万4,000円。

12款使用料及び手数料1億7,919万8,000円。1項使用料1億4,853万7,000円。2項手数料3,066万1,000円。

13款国庫支出金1億3,235万3,000円。1項国庫負担金1億1,447万8,000円。2項国庫補助金1,425万5,000円。3項国庫委託金362万円。

14款道支出金1億3,177万9,000円。1項道負担金6,357万1,000円。2項道補助金4,824万円。3項道委託金1,996万8,000円。

15款財産収入3,200万6,000円。1項財産運用収入2,119万4,000円。2項財産売払収入1,081万2,000円。

16款1項寄附金9万5,000円。

17款繰入金1項基金繰入金68万2,000円。

18款1項繰越金1,000円。

19款諸収入3,460万9,000円。1項延滞金、加算金及び過料1,000円。2項貸付金元利収入88万6,000円。3項受託事業収入48万8,000円。4項雑入3,323万4,000円。

20款1項町債2億4,619万9,000円。

歳入合計34億7,449万8,000円でございます。

歳出でございます。

1款1項議会費3,056万3,000円。

2款総務費6億7,039万3,000円。1項総務管理費6億3,792万4,000

円。2項徴税費720万2,000円。3項戸籍住民基本台帳費358万3,000円。4項選挙費1,076万6,000円。5項統計調査費355万5,000円。6項監査委員費133万1,000円。7項防災費603万2,000円。

3款民生費4億5,209万8,000円。1項社会福祉費3億5,189万円。2項児童福祉費1億6万8,000円。3項国民年金事務取扱費14万円。

4款衛生費5億6,952万3,000円。1項保健衛生費2億2,948万6,000円。2項保健師設置費723万5,000円。3項清掃費3億3,280万2,000円。

5款農林水産業費5,829万6,000円。1項農業費1,446万8,000円。2項林業費1,592万1,000円。3項水産業費2,790万7,000円。

6款1項商工費9,062万8,000円。

7款土木費6,332万5,000円。1項土木管理費99万8,000円。2項道路橋梁費6,232万7,000円。

8款教育費2億4,333万2,000円。1項教育総務費3,224万7,000円。2項小学校費4,111万7,000円。3項中学校費2,925万3,000円。4項幼稚園費2,319万9,000円。5項社会教育費2,253万9,000円。6項保健体育費9,497万7,000円。9款1項公債費4億7,310万円。

10款1項職員費8億1,824万円。

11款1項予備費500万円。

歳出合計34億7,449万8,000円でございます。

第2表、債務負担行為でございます。

建設パトロール車購入にかかる債務負担。期間は、平成23年度から平成26年度でございます。限度額は、購入価格350万円に対する年利5%以内の半年賦の合計額に相当する金額でございます。

第3表、地方債でございます。

臨時財政対策債2億3,869万9,000円。小規模治山事業債750万円。計2億4,619万9,000円でございます。

起債の方法につきましては、証書借入、また証券発行。利率は5%以内でございます。

償還の方法につきましては、政府資金につきましては、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により、据え置き期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰り上げ償還または低利に借り換えすることができる。

続きまして、事項別明細書の説明をいたします。20ページをお願いいたします。

歳入から説明をさせていただきます。本年度の予算のみとさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

1款町税1項町民税1目個人2億6,972万2,000円。2目法人5,864万8,000円。それぞれ水揚げの減少による計上となっております。

2項1目固定資産税2億6,034万1,000円。2目国有資産等所在市町村交付及び納付金271万7,000円。

3款1項軽自動車税1,102万7,000円。

4款4項1目町たばこ税6,370万7,000円。

5項1目特別土地保有税1,000円。

6項1目入湯税272万6,000円。

2款地方譲与税1項1目地方揮発油譲与税485万5,000円。

2項1目自動車重量譲与税1,785万円。

3項1目地方道路譲与税121万4,000円。

3款1項1目利子割交付金315万5,000円。

4款1項1目配当割交付金94万1,000円。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金63万8,000円。

6款1項1目地方消費税交付金6,941万6,000円。

7款1項1目自動車取得税交付金610万円。旧法による自動車取得税は廃目でございます。

8款1項1目地方特例交付金384万4,000円。

9款1項1目地方交付税18億9,966万円。

10款1項1目交通安全対策特別交付金59万9,000円。

これまでの予算計上につきましては、それぞれ地方財政計画に示されている範囲内において計上をさせていただいております。

11款分担金及び負担金1項分担金1目農林水産業費分担金307万1,000円。それぞれ受益者の分担金でございます。

2項負担金1目民生費負担金92万円。それぞれ措置負担金でございます。

2項2目衛生費負担金120万円。3目農林水産業費負担金498万3,000円。4目土木費負担金166万6,000円。5目教育費負担金2,861万5,000円につきましては、それぞれ説明欄にあるとおり、例年と同様の計上となっております。

12款使用料及び手数料1項使用料1目総務使用料329万3,000円。2目民生使用料3,291万円。3目衛生使用料1,780万7,000円。4目農林水産使用料112万4,000円。5目商工使用料686万4,000円につきましても、それぞれ説明欄のとおりで、前年同様でございます。

28ページをお願いいたします。

6目土木使用料6,932万4,000円。7目教育使用料1,721万5,000円につきましても、それぞれ説明欄のとおりでございます。

2項手数料1目総務手数料251万7,000円。2目民生手数料110万円。3目衛生手数料2,699万8,000円につきましても、それぞれ前年と同様の内容でございます。

30ページをお願いいたします。

4目水産手数料4万5,000円。5目土木手数料1,000円につきましても、前年同様でございます。

13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1億1,447万8,000円、この項目につきましては、説明欄にありますとおり、子ども手当負担金が今年度増となっております。あとは前年同様の内容でございます。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金877万5,000円。2目民生費国庫補助金78万円。3目衛生費国庫補助金377万8,000円につきましては、説明欄にありますとおり、緑町のデジタルミニサテの整備費として今般増額をしております。あとは例年同様でございます。

32ページをお願いいたします。

4目教育費国庫補助金92万2,000円。

3項国庫委託金1目総務費国庫委託金57万2,000円。2目民生費国庫委託金304万8,000円につきましても、前年同様の積算となっております。

14款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金6,357万1,000円につきましても、前年と同様の積算内容となっております。

34ページをお願いいたします。

2項道補助金1目総務費道補助金505万3,000円。2目民生費道補助金689万7,000円。3目衛生費道補助金355万4,000円。4目農林水産業費道補助金1,940万5,000円につきましても、それぞれ前年と同様の内容で計上してございます。

36ページをお願いいたします。

5目商工費道補助金1,333万1,000円。

3項道委託金1目総務費道委託金1,878万2,000円につきましては、本年度国勢調査が行われるための増額でございます。あとは前年同様でございます。2目農林水産業費道委託金118万6,000円。

15款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入2,047万2,000円。2目利子及び配当金72万2,000円につきましても、前年と同様の積算内容でございます。

38ページをお願いいたします。

2項財産売り払い収入1目不動産売り払い収入1,081万2,000円につきましては、今年度栄町、海岸町、岬町2件、4件の土地売り払いを計上してございます。

16款寄附金1項寄附金1目総務費寄附金5,000円。2目民生費寄附金8万円。3目教育費寄附金1万円。衛生費寄附金につきましては、廃目でございます。それぞれ前年と同じ内容で積算をしております。

17款繰入金1項1目基金繰入金68万2,000円につきましては、知床まちづくり基金繰入金として、北方領土啓発看板の作成として繰り入れるものでございます。

40ページをお願いいたします。

18款1項1目繰越金1,000円。

19款諸収入1項延滞金加算料及び過料1目延滞金1,000円。

2項貸付金元利収入1目合併処理浄化槽設置資金貸付元利収入50万円。2目ウタリ住宅改良資金貸付元利収入38万6,000円。

3項受託事業収入1目農業開発公社受託事業収入2万5,000円。2目後期高齢者医療広域連合受託事業収入35万3,000円。3目農業者年金事業11万円。

4項雑入1目滞納処分費1万円。2目預金利子39万7,000円。3目雑入3,282万7,000円につきましては、それぞれ前年と同様の内容で計上してございます。

20款1項町債1目農林水産業債750万円。小規模治山事業債でございます。2目臨時財政対策債2億3,869万9,000円でございます。

続きまして、歳出の事項別明細を説明させていただきます。44ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費3,056万3,000円につきましては、前年と同様の内容の積算内容となっております。

46ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費4億7,718万2,000円につきましては、51ページから53ページにかけてでございますが、持続可能な財政基盤の整備ということで、今年度につきましては、財政調整基金に7,500万円、減債基金に5,000万円、53ページの公共施設整備基金に7,000万円のそれぞれ積み立てを予定してございます。

52ページをお願いいたします。

2項職員福利厚生費259万9,000円。3目文書広報費74万2,000円につきましては、それぞれ前年同様でございます。

54ページをお願いいたします。

4目財政管理費77万9,000円。5目会計管理費13万円。6目交通安全対策費130万5,000円につきましても、それぞれ前年と同様の内容となっております。

56ページをお願いいたします。

7目自治振興費5,391万6,000円につきましては、59ページをお願いいたします。それぞれデジタルテレビの関係につきまして、それぞれ設備整備を行うための予算計上をさせていただいております。

58ページをお願いいたします。

8目北方領土対策費537万1,000円につきましては、それぞれ前年と同様となっております。

64ページをお願いいたします。

9目諸費144万3,000円。10目財産管理費4,734万8,000円につきまし

ても、前年と同様の内容でございます。

68ページをお願いいたします。

11目企画費750万7,000円でございます。71ページをお願いいたします。この項目では、羅臼町110年等の周年記念事業にかかる経費を積算させていただいております。

12目防犯対策費458万円につきましては、前年と同様の内容でございます。

72ページをお願いいたします。

13目青少年対策費3万9,000円。14目車両管理費1,130万7,000円。15目特別職報酬等審議会費1万8,000円につきましても、前年と同様の内容となっております。

74ページをお願いいたします。

16目電子計算費2,165万8,000円につきましても前年と同様でございます。

76ページをお願いいたします。

17目協働のまちづくり推進事業費200万円につきましても、前年と同様でございます。

2項徴税费1目税務総務費163万9,000円。

78ページをお願いいたします。

2目賦課徴収費556万3,000円につきましても、前年と同様の内容でございます。

82ページをお願いいたします。

3項1目戸籍住民基本台帳費358万3,000円でございます。この項目につきましては、本年の11月20日から戸籍の電算化をする予定でございます。

84ページをお願いいたします。

4項選挙費1目選挙管理委員会費150万7,000円につきましては、前年同様でございます。

86ページをお願いいたします。

2目参議院議員通常選挙費681万7,000円、本年度予定をされております。

88ページをお願いいたします。

3目北海道知事及び北海道議会議員選挙費、来年統一選挙となっております、その準備費として207万6,000円の計上でございます。

90ページをお願いいたします。

4目羅臼町長及び羅臼町議会議員選挙36万6,000円につきましても、来年度統一選挙が予定されておまして、その準備として計上させていただいております。衆議院議員総選挙費及び最高裁判所の裁判官国民審査費については、廃目でございます。

5項統計調査費1目統計調査総務費355万5,000円につきましては、国勢調査が行われることによって増額となっております。

92ページをお願いいたします。

6項1目監査委員費133万1,000円につきましては、前年同様でございます。

94ページをお願いいたします。

7項1目防災費601万4,000円につきましても、前年同様でございます。

96ページをお願いいたします。

2目防災対策費1万8,000円につきましても、前年同様の内容となっております。

98ページをお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費940万4,000円につきましても、前年と同様の計上となっております。

100ページをお願いいたします。

2目社会福祉施設費2,540万3,000円につきましても、前年と同様の内容でございます。

102ページをお願いいたします。

3目老人福祉費1,591万2,000円につきましても、前年同様の内容でございます。

104ページをお願いいたします。

4目心身障害者特別対策費8,233万2,000円につきましても、前年と同様の積算内容となっております。

108ページをお願いいたします。

5目心身障害者医療費1,288万3,000円でございます。前年同様でございます。

110ページをお願いいたします。

6目ひとり親福祉医療費280万円につきましても同様でございます。7目特別会計繰出金1億6,011万4,000円につきましては、それぞれ会計予算で説明をさせていただきます。8目行旅死亡人取り扱い費3万9,000円。9目後期高齢者医療費4,300万3,000円につきましても、前年同様でございます。

112ページをお願いいたします。

居宅介護支援事業所費につきましては、廃目でございます。

2項児童福祉費1目児童措置費1億6万8,000円でございます。これにつきましては、今年度支給されます子ども手当の計上をさせていただいております。

3項1目国民年金事務取扱費14万円につきましても、前年同様でございます。

114ページをお願いいたします。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費266万6,000円につきましても、前年同様の積算内容となっております。

116ページをお願いいたします。

2目予防費993万7,000円につきましても、前年と同様でございます。

120ページをお願いいたします。

3目環境衛生費925万5,000円につきましても、前年同様の内容となっております。

124ページをお願いいたします。

4目特別会計繰出金1億7,970万2,000円でございます。それぞれ会計説明で内容を説明させていただきたいと思っております。

5目乳幼児等医療費526万1,000円につきましても、前年と同様の内容となっております。

126ページをお願いいたします。

6目合併処理浄化槽普及費1,457万2,000円につきましても、20基分、同様の積算内容でございます。7目野生鳥獣保護管理費809万3,000円につきましても、前年同様でございます。

128ページをお願いいたします。

2項1目保健師設置費723万5,000円につきましても、前年と同様の内容になってございます。

134ページをお願いいたします。

3項清掃費1目清掃総務費3億1,597万3,000円でございます。それぞれ説明欄のとおりでございます。前年と同様の内容となっております。

138ページをお願いいたします。

2目廃網処理施設費2万9,000円。3目水産系廃棄物処理施設費1,680万円につきましても、前年と同様の内容となっております。

140ページをお願いいたします。

5款農林水産業費1項農業費1目農業総務費24万5,000円でございます。前年と同様でございます。2目農業振興費1,422万3,000円につきましても、前年と同様の積算内容となっております。

144ページをお願いいたします。

2項林業費1目林業総務費88万1,000円につきましても、前年と同様でございます。

146ページをお願いいたします。

2目治山事業費1,504万円につきましては、今年度八木浜町の福祉館地先の治山事業を予定してございます。

3項水産業費1目水産業総務費636万2,000円につきましても、前年と同様の積算内容でございます。

148ページをお願いいたします。

2目水産業振興費876万9,000円につきましても、前年と同様の積算内容となっております。

152ページをお願いいたします。

3目漁港管理費1,010万8,000円につきましても、前年と同様でございます。

154ページをお願いいたします。

4目深層水事業費266万8,000円につきましても、前年同様の積算内容となっております。

156ページをお願いいたします。

6款1項商工費1目商工総務費78万4,000円につきましても、前年同様でございます。

2目商工振興費2,840万4,000円でございますが、159ページにございますように、緊急雇用の創出事業費、あるいはふるさと雇用再生特別対策推進事業委託料を見込んでおりまして、増額となっております。

160ページをお願いいたします。

3目観光費2006万4,000円につきましては、前年同様の積算内容となっております。

166ページをお願いいたします。

4目知床国立公園自然資料展示室管理費619万8,000円。5目公園管理費627万3,000円につきましては、前年と同様の内容でございます。

168ページをお願いいたします。

6目世界遺産保護管理費266万1,000円につきましても、前年同様となっております。7目の温泉供給費1,985万円につきましては、前年度ボーリング調査費が終了したため、減額となっております。8目自然とみどりの村施設管理費639万4,000円につきましては、前年同様でございます。

174ページをお願いいたします。

7款土木費1項土木管理費1目土木総務費99万8,000円につきましても、前年と同様の内容でございます。

176ページをお願いいたします。

2款道路橋梁費1目道路橋梁総務費224万3,000円につきましても、前年同様でございます。2目道路維持費5,428万4,000円につきましても、前年と同様の内容となっております。

178ページをお願いいたします。

3目道路新設改良費580万円につきましても、前年と同様の積算内容でございます。

8款教育費1項教育総務費1目教育委員会費220万2,000円。2目事務局費1,069万円につきましても、それぞれ前年と同様の積算内容となっております。

182ページをお願いいたします。

3目義務教育振興費1,473万4,000円につきましても、前年と同様の内容となっております。

188ページをお願いいたします。

4目教職員厚生費460万円。5目中等教育振興費2万1,000円につきましても前年同様の内容でございます。

2項小学校費1目学校管理費3,382万8,000円につきましても、前年と同様の積算内容となっておりますが、それぞれ統廃合ということで減額となっております。

192ページをお願いいたします。

2目教育振興費712万9,000円につきましても、前年同様の内容となっております。3目学校建設費16万円につきましても同様でございます。

3項中学校費1目学校管理費2,237万7,000円につきましても、同様の内容でございます。

194ページをお願いいたします。

2目教育振興費975万6,000円につきましても、前年と同様の内容となっております。

196ページをお願いいたします。

3目学校建設費12万円も同様でございます。

4項幼稚園費1項1目幼稚園管理費2,319万9,000円につきましても、前年と同様の積算内容となっております。

200ページをお願いいたします。

5項社会教育費1目社会教育総務費425万円につきましても、前年同様の積算内容となっております。

204ページをお願いいたします。

2目公民館費1,553万2,000円につきましても、前年同様の積算内容となっております。

210ページをお願いいたします。

3目芸術文化費65万6,000円。4目文化財保護調査費210万1,000円につきましても、前年と同様の内容となっております。

212ページをお願いいたします。

6項保健体育費1目保健体育総務費318万4,000円につきましても、前年と同様の積算内容となっております。

216ページをお願いいたします。

2目体育館費1,175万8,000円につきましても前年同様の積算内容となっております。3目スキーリフト管理費17万円、4目総合グラウンド管理費1,086万2,000円につきましても、前年同様の内容となっております。

220ページをお願いいたします。

5目温水プール管理費815万1,000円につきましては、本年度から10月31日まで開館をいたしたいということで、多少増額となっております。

6目給食センター管理費6,085万2,000円。前年同様の積算内容となっております。

226ページをお願いいたします。

9款1項公債費1目元金4億7,110万円。本年度の償還費でございます。2目利子200万円。

10款1項職員費1目職員給与費8億1,824万円でございます。内容につきましては、237ページの給与明細費を添付してございますので、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

11款1項1目予備費500万円を計上しております。前年同額でございます。

以上でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（村山修一君） ここで2時20分まで休憩します。2時20分再開します。

午後 2時06分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き、提案理由の説明を求めます。

保健担当課長補佐。

○保健担当課長補佐（川端達也君） 予算書249ページをお願いいたします。

議案第6号平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計予算についてでございます。

平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条は、歳入歳出予算でございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億4,209万3,000円と定めるものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条は、一時借入金でございます。

地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借り入れの最高額は2億円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用でございます。

地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものでございます。

第1号は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金にかかる共済費を除く）にかかわる予算額に過不足を生じた場合における同一款内での、これらの経費の各項間の流用と定めるものでございます。

251ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算。

歳入でございます。

1款1項国民健康保険税4億8,756万2,000円。

2款使用料及び手数料1項手数料1万円。

3款国庫支出金3億1,722万8,000円。1項国庫負担金2億9,171万6,000円。2項国庫補助金2,551万2,000円。

4款1項療養給付費交付金1,000円。

5款1項前期高齢者交付金5,100万2,000円。

6款道支出金7,031万8,000円。1項道負担金1,040万2,000円。2項道補助金5,991万6,000円。

7款1項共同事業交付金1億2,285万6,000円。

8款財産収入1項財産運用収入4,000円。

9款繰入金9,295万5,000円。1項基金繰入金105万4,000円。2項他会計繰入金9,190万1,000円。

10款1項繰越金1,000円。

11款諸収入15万6,000円。1項延滞金加算金及び過料2,000円。2項雑入15万4,000円。

歳入合計11億4,209万3,000円でございます。

252ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費1,063万8,000円。1項総務管理費578万6,000円。2項徴税費459万8,000円。3項運営協議会費20万2,000円。4項趣旨普及費5万2,000円。

2款保健事業費420万1,000円。1項保健事業費125万9,000円。2項特定健康診査等事業費294万2,000円。

3款保険給付費6億9,631万6,000円。1項療養諸費6億2,151万7,000円。2項高額療養費6,187万9,000円。3項移送費2万円。4項出産育児諸費1,260万円。5項葬祭諸費30万円。

4款1項老人保健拠出金74万6,000円。

5款1項共同事業拠出金1億8,704万3,000円。

6款1項介護納付金7,272万1,000円。

7款1項前期高齢者納付金等27万円。

8款1項後期高齢者支援金等1億4,621万4,000円。

9款公債費1項一般公債費75万円。

10款諸支出金33万円。1項償還金及び還付加算金32万円。2項国保診療報酬支払

基金委託料1万円。

11款1項職員費1,286万4,000円。

12款1項予備費1,000万円。

歳出合計額11億4,209万3,000円となるものでございます。

歳入歳出予算の詳細につきましては、予算書255ページから290ページまでとなっておりますが、概要につきましては、参考資料7ページの資料6、国民健康保険事業特別会計予算概要にて御説明させていただきます。

参考資料の7ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計予算資料。前年度予算との比較でございます。

項目ごとに平成22年度の当所予算(A)欄と平成21年度の当所予算(B)欄とを比較しまして、当初予算対比の増減額を(A)-(B)欄について御説明いたします。

歳出でございます。

項目の1番、保険給付費、予算額6億9,631万6,000円。775万7,000円の減につきましては、過去2年間の実績と、平成21年度の見込額により算定しているものでございます。

2番、老人保健拠出金、予算額74万6,000円。73万5,000円の増につきましては、平成20年度の拠出金に対する精算分であります。

3番、共同事業拠出金、予算額1億8,704万3,000円。3,770万9,000円の減につきましては、高額な医療費の発生に伴う市町村保険者の急激な負担分を分散させ、保険者の財政運営の安定化を図るために制度化されているものでございます。

4番、保健事業費、特定検診等の予算額420万1,000円。10万円の増につきましては、特定検診の受診率の向上を目指して算定しました。

5番、介護納付金、予算額7,272万1,000円。636万1,000円の増につきましては、介護保険第2号保険者にかかわる納付金であります。国保連合会が平成22年度の介護納付金及び介護予防事業の見込額を積算し、各市町村の納付金を算出しているものでございます。

6番、前期高齢者納付金、予算額27万円。23万3,000円の減につきましては、65歳から74歳までの方を対象とした被用者保険、国民健康保険間の医療費負担を調整するための制度でございます。

7番後期高齢者支援金、予算額1億4,621万4,000円。1,071万9,000円の減につきましては、後期高齢者医療制度の負担割合に基づき、75歳以上の高齢者が納付する保険料1割、公費約5割の残り4割を74歳以下が加入する健康保険等の保険者が負担することとなっているものでございます。

8番その他の費用、予算額3,458万2,000円の内訳としまして、国保事務執行に要する総務管理費や一時借入金利子の公債費、保険税の還付金が発生した場合の諸支出金、職員2名分の職員給与費と予備費などがありますが、125万9,000円の減につ

きましては、人事異動に伴う職員給与費分が減額になっております。

歳出合計額は、予算額11億4,209万3,000円となり、昨年度当初予算と比較しまして、5,048万1,000円の減となります。

続きまして、歳入でございます。

1番、国庫支出金、予算額3億1,722万8,000円。4,803万9,000円の減につきましては、普通調整交付金の減額によるものでございますが、普通調整交付金は各保険者の課税状況や前期高齢者支援金など、さまざまな状況を勘案しながら複雑な計算式で算定されますが、主な要因としましては、療養費や後期高齢者支援金の減額が影響しております。

2番、療養給付費交付金、予算額1,000円につきましては、科目存置でございます。

3番、前期高齢者交付金、予算額5,100万2,000円。1,152万3,000円の減につきましては、平成22年度分の概算額は、昨年と変わりありませんが、平成20年度の精算額と調整して交付されるため、減額となっております。

4番、道支出金、予算額7,031万8,000円。540万1,000円の増につきましては、介護保険交付金や後期高齢者支援金に対する道補助金であります。

5番、共同事業交付金、予算額1億2,285万6,000円。2,622万4,000円の減につきましては、歳出の共同事業拠出金に対してのルール分でございます。

6番、繰入金、予算額9,295万5,000円。3,258万9,000円の増につきましては、一般会計からの繰入金であります。保険基盤安定繰入金や職員給与、出産育児一時金などは、例年同様ルール分ですが、保険税増加の抑制を図るため、財政安定化支援事業費として、一般会計から3,000万円を繰り入れするものでございます。

7番、繰越金、予算額1,000円につきましては、科目存置でございます。

8番、その他の収入、予算額17万円。2,000万円の減につきましては、平成21年度で老人保健医療費還付金分がありましたが、平成22年度は還付金が発生しないため減となります。

9番、退職分保険税410万円。319万6,000円の増につきましては、退職被保険者の当該者が増員によるものでございます。

10番、滞納繰越分保険税の3,325万3,000円は、収納率8%を見込んでおります。

11番、現年度分保険税でございます。国保会計では、歳入、1番の国庫支出金から10番の滞納繰り越し分を足した額6億9,188万4,000円を歳出予算の合計額11億4,209万3,000円から差し引いた残りの金額4億5,020万9,000円を現年度の保険税に求める仕組みとなっております。

また、保険税は使用目的により医療給付費分、介護納付金分、後期高齢者支援金分の三つに分かれており、それぞれに算出された合計額が、その世帯の国民健康保険税として課

税されております。

一般被保険者につきましては、医療給付費分では、課税額3億6,640万1,000円に対して、収納率93%で、収納額を3億4,075万3,000円を見込んだものでございます。

介護分では、課税額3,909万6,000円に対して、収納率は同じく93%で、収納額3,636万円。

後期高齢者支援金分では、課税額7,859万7,000円に対して、収納率は同じく93%、収納額が7,309万6,000円となり、現年分の一般被保険者の国民保険税は、4億5,020万9,000円で、1,743万3,000円の増となるものでございます。

歳入合計は、11億4,209万3,000円となるものでございます。

本年度の予算上の被保険者単純平均の負担額を下段に記載していますので、参考にしていただければと思います。

また、4月以降になりますが、加入者の人数及び加入者の所得状況の確定後に課税計算を行うこととしております。

なお、本予算につきましては、2月26日開催の第1回国保運営協議会に諮問し、原案どおり答申をいただいているものでございますことを御報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 福祉担当課長補佐。

○福祉担当課長補佐（堺 昇司君） 293ページをお願いいたします。

議案第7号平成22年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計予算。

平成22年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものであります。

第1条、歳入歳出です。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億1,585万円と定めるものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」に定めるものでございます。

第2表、地方債です。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」によるものでございます。

第3条、一時借入金です。

地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借り入れの最高額を5,000万円と定めるものでございます。

第4条、歳出予算の流用です。

地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を

流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費にかかる予算額の過不足分を生じた場合における同一款内での、これらの経費の各項の間の流用について定めております。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算でございます。

1款1項介護保険料5,921万2,000円。2項使用料及び手数料61万円。1項使用料60万円。2項手数料1万円。

3款国庫支出金7,068万7,000円。1項国庫負担金5,401万1,000円。2項国庫補助金1,667万6,000円。

4款1項支払い基金交付金8,896万円。

5款道支出金4,230万6,000円。1項道負担金4,130万円。2項道補助金100万6,000円。

6款財産収入1項財産運用収入2,000円。

7款繰入金5,406万7,000円。1項他会計繰入金5,333万5,000円。2項基金繰入金73万2,000円。

8款1項繰越金1,000円。

9款諸収入4,000円。1項延滞金加算金及び過料1,000円。2項雑入3,000円。

10款町債1項財政安定化基金貸付金1,000円。

歳入合計3億1,585万円となるものでございます。

295ページ、歳出でございます。

1款総務費258万4,000円。1項総務管理費83万4,000円。2項徴収費41万9,000円。3項介護認定審査会費132万1,000円。4項趣旨普及費1万円。2項保険給付費2億9,329万7,000円。1項介護サービス等諸費2億6,580万1,000円。2項介護予防サービス等諸費1,290万4,000円。3項高額介護サービス等費468万8,000円。4項高額医療合算介護サービス等費150万3,000円。5項特定入所者介護サービス等費840万1,000円。

3款地域支援事業費625万4,000円。1項介護予防事業費326万円。2項包括的支援事業任意事業費299万4,000円。

4款1項公債費47万5,000円。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金3万1,000円。

6款1項職員費1,310万9,000円。

7款1項予備費10万円。

歳出合計3億1,585万円となるものでございます。

続きまして、296ページをお願いします。

第2表、地方債です。

起債の目的は、財政安定化基金貸付金です。限度額は1,000円。起債の方法は、証書借り入れ、または証券発行による。利率は5%以内。償還の方法は、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据え置き期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借りかえることができるものであります。

続きまして、事項別明細書で御説明いたします。300ページをお願いいたします。

歳入です。1款1項介護保険料1目第1号被保険者介護保険料5,921万2,000円です。1節現年度分5,765万4,000円で普通徴収401万9,000円、特別徴収5,363万5,000円となっております。2節滞納繰越金は155万8,000円でございます。

2款使用料及び手数料1項使用料1目地域支援事業利用料60万円は、配食による安否確認サービス使用料でございます。2項手数料1目督促手数料1万円は、科目存置でございます。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金5,401万1,000円は、介護給付費にかかる国のルール分の負担金でございます。

2項国庫補助金1目調整交付金1,466万円。2目介護予防事業にかかる地域支援事業交付金81万5,000円。3目包括的支援事業にかかる地域支援事業交付金120万1,000円につきましても、それぞれルール分の国庫補助金でございます。

4款1項支払い基金交付金1目介護給付費交付金8,798万3,000円。介護給付にかかる第2号被保険者保険料からのルール分の交付金でございます。2目地域支援事業支援交付金97万7,000円。地域支援事業にかかるルール分の交付金でございます。

5款道支出金1項道負担金1目介護給付費負担金4,130万円。介護給付費にかかる北海道のルール分の負担金でございます。

2項道補助金1目介護予防事業にかかる地域支援事業交付金40万6,000円。

次のページをお願いします。

2目包括的支援事業にかかる地域支援事業交付金60万円についても、それぞれルール分の道補助金でございます。

6款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金2,000円は、基金積み立て利子でございます。

7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金5,333万5,000円につきましては、1節介護給付費繰入金から5節事務費繰入金まで、それぞれ一般会計からのルール分の繰入金でございます。

2項1目基金繰入金73万2,000円につきましては、平成20年度に国から交付された特例交付金を介護従事者処遇改善特例基金に積み、平成22年度必要分を繰り入れるものでございます。

8款1項1目繰越金1,000円は、科目存置でございます。

9 款諸収入 1 項延滞金加算金及び過料 1 目第 1 号被保険者延滞金 1,000 円及び 2 項雑入 1 目第三者給付金 1,000 円。 2 目返納金 1,000 円。 3 目雑入 1,000 円は科目存置でございます。

304 ページをお願いいたします。

10 款町債 1 項 1 目財政安定化基金貸付金 1,000 円についても、科目存置でございます。

306 ページをお願いします。歳出です。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 83 万 4,000 円。介護保険事業全般にかかる事務的経費で、前年同様の内容です。

2 項徴収費 1 目賦課徴収費 41 万 9,000 円。介護保険料の賦課徴収に要する経費で、前年同様の内容です。

308 ページをお願いいたします。

3 項 1 目介護認定審査会費 11 万 6,000 円及び 2 目認定調査費 120 万 5,000 円については、介護認定審査会並びに認定調査に要する経費で、前年同様の内容です。

4 項 1 目趣旨普及費 1 万円は、制度普及に要する経費で、前年同様の内容となっております。

310 ページです。

2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費 1 目介護サービス給付費 2 億 6,440 万 4,000 円。介護認定者の利用サービスにかかる給付費で、前年比 3,151 万 2,000 円の増となっておりますが、前年度の実績をもとに算出しておりましたが、主な増加分としては、地域密着型サービス給付費のグループホームにかかる分で 1,100 万ほど増加しており、本年 2 月に開所した小規模多機能型居宅介護施設にかかる給付費で 1,500 万程度を見込んでおります。 2 目介護療養費 112 万 5,000 円。要介護認定者の居宅介護にかかる福祉用具購入費及び住宅改修費で、前年同様の内容となっております。

3 目審査支払い手数料 27 万 2,000 円は、保険給付にかかる国保連へ支出する審査支払い手数料で、前年の実績をもとに算出しております。

2 項介護予防サービス等諸費、312 ページをお願いいたします。 1 目予防サービス給付費で 1,241 万 5,000 円。要支援認定者の利用サービスにかかる給付費で、前年より 266 万 7,000 円の増となっておりますが、地域密着型サービスの小規模多機能型居宅介護事業所開所に伴い増加となっております。 2 目介護予防療養費 48 万 9,000 円。要支援認定者にかかる福祉用具購入費及び住宅改修費で、前年同様の内容となっております。

3 項高額介護サービス等費 1 目高額介護サービス費 468 万 8,000 円。前年度の実績をもとに算出しており、前年同様の内容となっております。

4 項高額医療合算介護サービス等費 1 目高額医療合算介護サービス費 150 万 3,000 円。内容につきましては、平成 21 年度より給付される制度で、高額療養費及び高額介

護サービス費の自己負担限度額を超えた分を支給される制度に加え、さらにその自己負担額を軽減する目的で、新たに医療費にかかった費用と介護にかかった費用を合算し、年額で限度額が設けられ、限度額を超えた分は申請して、認められると後から支給される制度で、前年度より140万円ほど増となっておりますが、前年の実績をもとに算出しております。

5項特定入所者介護サービス等費1項特定入所者介護サービス費840万1,000円です。前年の実績をもとに算出しており、前年同様の内容となっております。

314ページをお願いします。

3款地域支援事業費1項介護予防事業費1目介護予防特定高齢者施策事業費98万円です。介護予防機能訓練事業に要する経費並びに生活機能評価事業に要する経費で、前年同様の内容となっております。2目介護予防一般高齢者施策事業費227万8,000円につきましては、介護予防普及啓発及び地域介護予防活動支援事業に要する経費で、22年度には、新たに運動学習療法であるフマネット運動を高齢者さんをモデル活動支援事業のメニューに取り入れているほかは、前年同様の内容となっております。

316ページです。

3目予防施策評価事業費2,000円は、介護予防評価事業にかかる事務経費でございます。

2項包括的支援事業任意事業費1目介護予防ケアマネジメント事業費156万4,000円。包括支援センターの運営に要する経費、介護予防マネジメントに要する経費及び新予防給付マネジメントに要する経費で、前年同様の内容でございます。

次に、318ページの下段になります。

2目権利擁護事業費20万円は、青年後見人制度利用支援に要する経費で、前年同様の内容でございます。

320ページでございます。

3目任意事業費123万円は、展示貸し出し用の福祉用具等にかかる修繕及び配食サービスによる安否確認事業の委託料でございます。

4款1項公債費1目利子47万5,000円です。一時借入金利子で前年同様となっております。

5款諸支出金1項償還金及び還付金加算金1目第1号被保険者保険料還付金3万円につきましては、過年度分保険料還付金でございます。2目償還金1,000円は、国庫負担金等にかかる返還金としての科目存置をするものでございます。

6款1項職員費1目職員給与費1,310万9,000円は、職員2名分の人件費でございます。

322ページでございます。

7款1項1目予備費10万円となっております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 予算書の333ページをお願いいたします。

議案第8号平成22年度目梨郡羅臼町老人保健事業特別会計予算でございます。

平成22年度目梨郡羅臼町の老人保健事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条は、歳入歳出予算でございます。

歳入歳出の総額をそれぞれ14万9,000円と定め、第2項で歳入歳出予算の款項の区分及び区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によると定めております。

第2条は、一時借入金でございます。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、10万円と定めるものでございます。

本会計につきましては、老人保健制度の廃止に伴いまして、平成22年度まで整理期間とされておりましたが、本年度が最終年となります。給付費並びに支給費につきまして、2年間の遡及が許されていることから、それぞれ少額ではありますが、過去の実績から予算計上されております。

それでは、334ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算で、歳入でございます。

1款1項支払い基金交付金4万1,000円。

2款国庫支出金1項国庫負担金2万6,000円。

3款道支出金1項道負担金6,000円。

4款繰入金1項一般会計繰入金7万5,000円。

5款諸収入1項雑入1,000円。

歳入合計14万9,000円でございます。

次のページで、歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費3万7,000円。

2款1項医療諸費8万1,000円。

3款諸支出金1項償還金1,000円。

4款1項予備費3万円。

歳出合計は14万9,000円でございます。

続きまして、事項別明細書で御説明いたしますので、340ページをお願いいたします。

歳入でございます。歳入につきましては、それぞれ歳出予算に対するルール分を計上しております。本年度予算のみ御説明させていただきます。

1款1項支払い基金交付金1目医療費交付金で4万円。2目審査支払い手数料交付金で1,000円でございます。

2款国庫支出金1項国庫負担金1目医療費負担金で2万6,000円でございます。

3 款道支出金 1 項道負担金 1 目医療費負担金で 6,000 円でございます。

4 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金は 7 万 5,000 円でございます。

5 款諸収入 1 項 1 目雑入の 1,000 円は科目存置でございます。

次に、342 ページをお願いします。歳出でございます。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費で 3 万 7,000 円でございます。共同電算処理及び医療給付通知の委託料でございます。

2 款 1 項医療諸費 1 目医療給付費で 5 万円。2 目医療支給費で 3 万円。3 目支払い手数料で 1,000 円を計上してございます。

3 款諸支出金 1 項 1 目償還金の 1,000 円は科目存置です。

344 ページで、4 款 1 項 1 目予備費は 3 万円を計上してございます。

以上でございます。

続きまして、議案第 9 号の御説明をいたしますので、349 ページをお願いします。

議案第 9 号平成 22 年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計予算でございます。

平成 22 年度目梨郡羅臼町の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第 1 条は、歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4,844 万 6,000 円と定め、第 2 項で予算の款項の区分及び区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」によると定めております。

第 2 条は、一時借入金でございます。

地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額を 4,000 万円と定めております。

第 3 条は、歳出予算の流用でございます。

地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の流用ができる場合は、次のとおりとしており、第 1 号で各項に計上した給料、職員手当及び共済費にかかる予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定めております。

本会計につきましては、広域連合が実施する保健事業のうち、個人保険料負担及びルール上の市町村負担のほか、窓口で行う事務経費並びに保険料徴収経費などを予算計上してあります。

350 ページをお願いいたします。

第 1 表、歳入歳出予算で歳入でございます。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料 3,351 万 4,000 円。

2 款使用料及び手数料 1 項手数料 1,000 円。

3 款繰入金 1 項他会計繰入金 1,492 万 8,000 円。

4 款 1 項繰越金 1,000 円。

5款諸収入2,000円。1項延滞金加算金及び過料1,000円。2項雑入1,000円。

歳入合計は4,844万6,000円です。

次のページで、歳出でございます。

1款総務費153万8,000円。1項総務管理費119万2,000円。2項徴収費34万6,000円。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金4,659万7,000円。

3款諸支出金1項償還金及び還付加算金1万1,000円。

4款1項予備費30万円。

歳出合計は4,844万6,000円です。

次に、事項別明細書で御説明いたしますので、356ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目後期高齢者医療保険料で3,351万4,000円です。現年度分の3,350万5,000円のうち、普通徴収で1,005万1,000円を計上しておりますが、収納率は、ほぼ100%を見込んでございます。

2款使用料及び手数料1項手数料1目督促手数料の1,000円は科目存置でございます。

3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金で1,492万8,000円です。広域連合へ支払う事務費負担金分として241万2,000円。歳出予算の事務費等にかかる分として183万8,000円。低所得者の軽減保険料町負担分で、保険基盤安定繰入金1,067万8,000円でございます。それぞれ実績による配分及びルール分により一般会計から繰り入れるものでございます。

4款1項1目繰越金の1000円は科目存置です。

5款諸収入1項延滞金加算金及び過料1目延滞金で1,000円。2項1目雑入の1,000円につきましても、科目存置です。

358ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費で119万2,000円です。保険業務にかかる一般事務経費とシステム協議会の負担金でございます。

2項徴収費1目賦課徴収費で34万6,000円です。賦課徴収にかかる事務経費でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金で4,659万7,000円です。19節負担金補助及び交付金でございまして、次のページで、広域連合へ支払う事務費負担金として241万2,000円。羅臼町内の後期高齢者医療保険の加入者が納める保険料ですが、保険料負担金として3,350万6,000円。個人保険料の軽減分に対する町負担分の保険基盤安定負担金1,067万9,000円でございます。それぞれ実績による配分及

びルール分によるものでございます。

3 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 1 目保険料還付金 1 万 1,000 円は、実績により保険料還付金として 1 万円。科目存置で還付加算金として 1,000 円を計上してございます。

4 款 1 項 1 目予備費は 30 万円を計上しております。

以上、歳入歳出それぞれ 4,844 万 6,000 円で、前年比 129 万 8,000 円の減となっております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 診療所事務長。

○診療所事務長（工藤勝利君） それでは、365 ページ、議案第 10 号平成 22 年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計予算。

平成 22 年度目梨郡羅臼町の国民健康保険診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 7,673 万 4,000 円と定めてございます。

2 項では、歳入歳出予算の区分及び金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

2 条では、一時借入金の最高限度額を 2 億 5,000 万円と定めております。

第 3 条では、歳出予算の流用を定めております。歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めているものでございます。

1 号で、各項に計上した給与、職員手当及び共済費にかかる予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定めてございます。

366 ページです。

第 1 表、歳入歳出予算。歳入。

1 款診療収入 1 項外来収入で 1 億 5,153 万 7,000 円。

2 款使用料及び手数料 1 項使用料で 25 万 4,000 円。

3 款道支出金 1 項道補助金で 650 万円。

4 款繰入金 1 項他会計繰入金で 1 億 1,817 万円。

5 款 1 項繰越金 1,000 円は科目存置です。

6 款諸収入 1 項雑入で 27 万 2,000 円。

歳入合計 2 億 7,673 万 4,000 円でございます。

次に歳出でございます。

1 款総務費 1 項総務管理費で 6,013 万円。

2 款 1 項医業費 9,654 万 7,000 円。

3 款 1 項公債費 1,031 万円。

4 款 1 項職員費 1 億 874 万 7,000 円。

5 款 1 項予備費 100 万円。

歳出合計は、2億7,673万4,000円でございます。

なお、詳細につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

372ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款診療収入1項1目外来収入で1億5,153万7,000円。内容につきましては、1節の診療収入現年度分から、8節のその他診療収入滞納繰越分まででございます。説明欄の373ページの説明にそれぞれ記載のとおりでございます。昨年度の実績等をベースに計上してございます。

2款使用料及び手数料1項使用料1目各種使用料で25万4,000円は、前年同様の内容でございます。

3款道支出金1項道補助金1目北方領土隣接地域振興等事業補助金650万円につきましては、説明欄に記載のとおり、3分の2を見込んでいるものでございます。

4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金で1億1,817万円を見込んでいるものでございます。

5款1項1目繰越金1,000円は、科目存置です。

6款諸収入1項1目雑入で27万2,000円は、昨年同様の内容でございます。

376ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費で6,013万円は、施設管理運営に要する経費でございます。説明欄の377ページから381ページのそれぞれ記載のとおりでございます。おおむね前年同様の内容でございます。

380ページをお願いいたします。

2款1項医業費1目医薬品衛生材料費2,810万円は、前年度の実績をベースに計上してございます。

2目医業諸費6,844万7,000円。前年度の実績をベースをもとに計上してございます。説明欄の381ページから383ページに記載のとおりでございます。増額の主な要因は、北広島病院等からの短期出張医の賃金が主なものでございます。

382ページ。

3款1項公債費1目元金966万円。町債の元利償還金でございます。2目利子65万円は、一時借入金利子で、前年同様でございます。

4款1項職員費1目職員給与費1億874万7,000円は、職員9名分の給与費を計上してございます。

384ページ。

5款1項1目予備費100万円は、前年同様の額でございます。

なお、本予算につきましては、去る2月26日開催の第1回国保運営協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいておりますことを御報告いたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（石岡 章君） それでは、397ページをお開きください。

議案第11号平成22年度目梨郡羅臼町水道事業会計予算であります。

第1条で総則を定めております。

平成22年度目梨郡羅臼町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものであります。

第2条で、業務の予定量を定めております。

1号、給水戸数を2,702戸。

2号、年間総給水量68万2,908立方メートル。

3号、1日平均給水量1,871立方メートル。

4号、主たる建設改良事業として、栄町配水管布設替工事300万円とそれぞれ定めております。

第3条で、収益的収入及び支出の予定額を定めています。

収入で第1款水道事業収益2億3,258万1,000円。第1項営業収益2億1,913万円。第2項営業外収益1,345万1,000円。

支出で第1款水道事業費用2億3,258万1,000円。第1項営業費用1億6,814万9,000円。第2項営業外費用6,433万2,000円。第3項予備費10万円。

収益的収入及び支出の総額は、前年より2,691万4,000円の減となっております。

398ページをお願いいたします。

第4条で、資本的収入及び支出の予定額を定めています。

収入で第1款資本的収入1億2,329万円。第1項出資金1億2,329万円。

支出で第1款資本的支出1億2,329万円。第1項建設改良費2,496万5,000円。第2項企業債償還金9,832万5,000円。

資本的収入及び支出の総額は、前年より4,269万8,000円の減で、借り換え債が21年度で終わったことによるのであります。

第6条で一時借入金の最高限度額を2億円と定めております。

第7条で議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めております。

次に、400ページをお願いいたします。

平成22年度目梨郡羅臼町水道事業会計予算実施計画。

収益的収入及び支出につきまして御説明申し上げます。

内容につきましては、備考欄のとおりでございますので、金額のみ申し上げます。

収入であります。

第1款水道事業収益第1項営業収益1目給水収益2億1,899万8,000円。2目受託給水工事収益10万円。3目その他営業収益3万2,000円。

第2項営業外収益1目受取利息5万円。2目雑収入8万円。3目他会計補助金1,319万4,000円。4目過年度消費税12万7,000円。

支出であります。

第1款水道事業費用1項営業費用1目原水浄水費4,602万2,000円。2目配水給水費2,832万3,000円。3目受託給水工事費10万円。4目総係費1,539万2,000円。5目減価償却費7,701万7,000円。6目資産減耗費129万5,000円。

第2項営業外費用1目支払い利息5,559万6,000円。2目雑支出で100万円。3目消費税で773万6,000円。

3項1目予備費10万円。

402ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出であります。

収入であります。

第1款資本的収入1項1目出資金1億2,329万円。

支出であります。

第1款資本的支出1項建設改良費1目配水設備改良費650万円。2目営業設備費1,846万5,000円。

第2項1目企業債償還金9,832万5,000円。それぞれ企業債の償還金を計上しております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 総務企画財政課長。

○総務企画財政課長（寺澤哲也君） それでは、議案の49ページをお願いいたします。

議案第12号職員の給料に関する条例の一部を改正する条例制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

50ページをお願いいたします。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

内容であります、職員の住居手当の改正でありまして、自己の所有にかかる住宅に住居している職員で、世帯主に対して支給している住居手当、月額「1万円」を「5,000円」に改正するものであります。

附則として、この条例は、平成22年4月1日から施行する。

なお、参考資料の資料1に新旧対照表を記載しております。

続きまして、議案の51ページをお願いいたします。

議案第13号職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について。

職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであ

ります。

52ページをお願いいたします。

職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

内容であります。職員の給料月額につきましては、平成17年度は100分の5、18年度から21年度までは、給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じて支給してまいりましたが、今回はこの率を「100分の10」から「100分の8」に改正するものであります。

附則として、この条例は、平成22年4月1日から施行する。

なお、参考資料の資料2に新旧対照表を記載しております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 議案の説明が終わりました。

◎散会宣告

○議長（村山修一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

あす9日は休会といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、あす9日は、会議規則第9条第2項の規定により、休会とします。

なお、10日は午前10時開議といたします。

10日の議事日程は、当日配付いたします。

本日は、これで散会いたします。

ありがとうございました。

午後 3時19分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員